

平成 22 年度

年間活動・研究報告



全国連合退職校長会



会 旗

全国連合退職校長会綱領

- われわれは 全国連合退職校長会の設立以来の歴史や活動を継承し わが国の教育の将来を見定め 会員としての自覚と誇りをもって ここに綱領を制定する
- 一 教育尊重の気運を高め 日本の教育の振興に寄与する
 - 一 生きがいをもって生涯学び続け 充実した生き方を実現する
 - 一 会員の親睦を図り 福利・厚生の拡充に努める
 - 一 地域の教育・文化の向上や 良好な環境の形成に尽力する
 - 一 関係機関・団体と連携・協力して 活動の発展を図る

平成十六年六月十七日（設立四十周年）制定

全国連合退職校長会教育憲章

われわれは、教育基本法の精神を踏まえ、日本の教育推進の指針として、この憲章を定める。

日本の教育は、個人の尊厳、生命に対する畏敬の念を重んじ、日本人としての自覚と誇りをもち、世界の平和と豊かな文化の創造、人類の福祉に貢献できる心身ともに健康で主体性のある国民の育成を期するものである。

そのために、われわれは、以下に具体的な目標を掲げ、人間育成の具現化に努める。

- 1 人間尊重の精神にのっとり、一人一人が自他を大切にし、心身ともにたくましく生きる力をもつ。
- 2 日本の自然を愛護し、豊かな情操を培うとともに、地球環境の保全に尽くす。
- 3 わが国がはぐくんできた文化や伝統を尊重し、他国の文化への理解を深め、豊かな文化を創造する。
- 4 日本の美しいことばを大切にし、礼節を重んじ、豊かな人間性を培う。
- 5 誠実さや勤勉さを大切にし、勤労の意義と奉仕の尊さを知り、共に生きる喜びをもつ。
- 6 生涯にわたり、向学心に燃え、真理を求め、創造性豊かに主体的に生きぬく力をもつ。
- 7 和の精神と思いやりの心をもち、温かな家庭と心の通い合う地域社会の形成に努める。
- 8 善悪の判断を正しく行い、公共の精神と社会の一員としての自覚と責任をもって社会の発展に尽くす。
- 9 民主的な社会及び国家の形成に努め、国と郷土を愛するとともに、他国と協調して世界の平和と発展に尽くす。

平成22年2月23日制定

序 文

会長代行 戸 張 敦 雄

平成22年度の理事会、総会は、建設的な意見の交換を交え、円滑で静かな滑り出しを実感することができた。

また、全国8地区の副会長の集まり、全国52団体の役員が一堂に会しての総会、理事会、事務局長会、さらに関東甲信越地区の役員で組織される常任理事会等の諸会議では、会員各位の要望・意向等を伺いながら、真摯に対応してきた。

本誌は、この1年間の目標等に従った各部会、各委員会の活動並びに研究によって得られた成果をできるだけ詳しく掲載し、会員各位にお伝えして日頃の研鑽の一助にさせていただけるように編纂した本会唯一の活動・研究に関する年次報告書である。

その内容等について種々の意見、要望があることは承知しているが、会報、全連退情報で伝えることのできない詳細な内容をお読み取りいただくことを期待している。

特に、本年度の「年間活動・研究報告」には、昨年急逝された廣瀬 久会長が、強い責任感から多くの部会、委員会に出席して、持論や広い視点から指導された内容が反映されていることに一言触れておきたい。

一般的に活動報告は、まず、流れを的確に把握することが大切である。流れとは、立ち止まり、振り返り、方向性を的確に見定め、そして歩を進めることであり、報告書作成の要諦と考えている。

研究報告は、過去の研究成果を広く把握し、その延長線上の諸課題を見極め、選択し、新たな研究を積み重ね、進展した成果や過程をレポートすることが常道であろう。

その衝に当たる指導者には、教養が求められる。釈迦に説法であるが、退職校長としても、常に、学ぶことを忘れてはならない。

「学ばざれば、便ち（すなわち）衰う」（近思録）自戒の言葉である。

目 次

序 文

会長代行 戸 張 敦 雄

I. 総務部の活動	総 務 部	1
II. 教育振興部の活動	教育振興部	5
III. 会員の福利厚生について	福利厚生部	17
IV. 会報部の活動	会 報 部	21
V. 会計部の活動	会 計 部	21
VI. アンケートでわかる、生涯学習のキーワードは、 「ふれる—かかわる—つながる」	生涯学習委員会	22
VII. これからの学校の在り方について	教育課題委員会	27
VIII. 事業委員会の活動	事業委員会	35
事 務 局		36
編 集 後 記		36

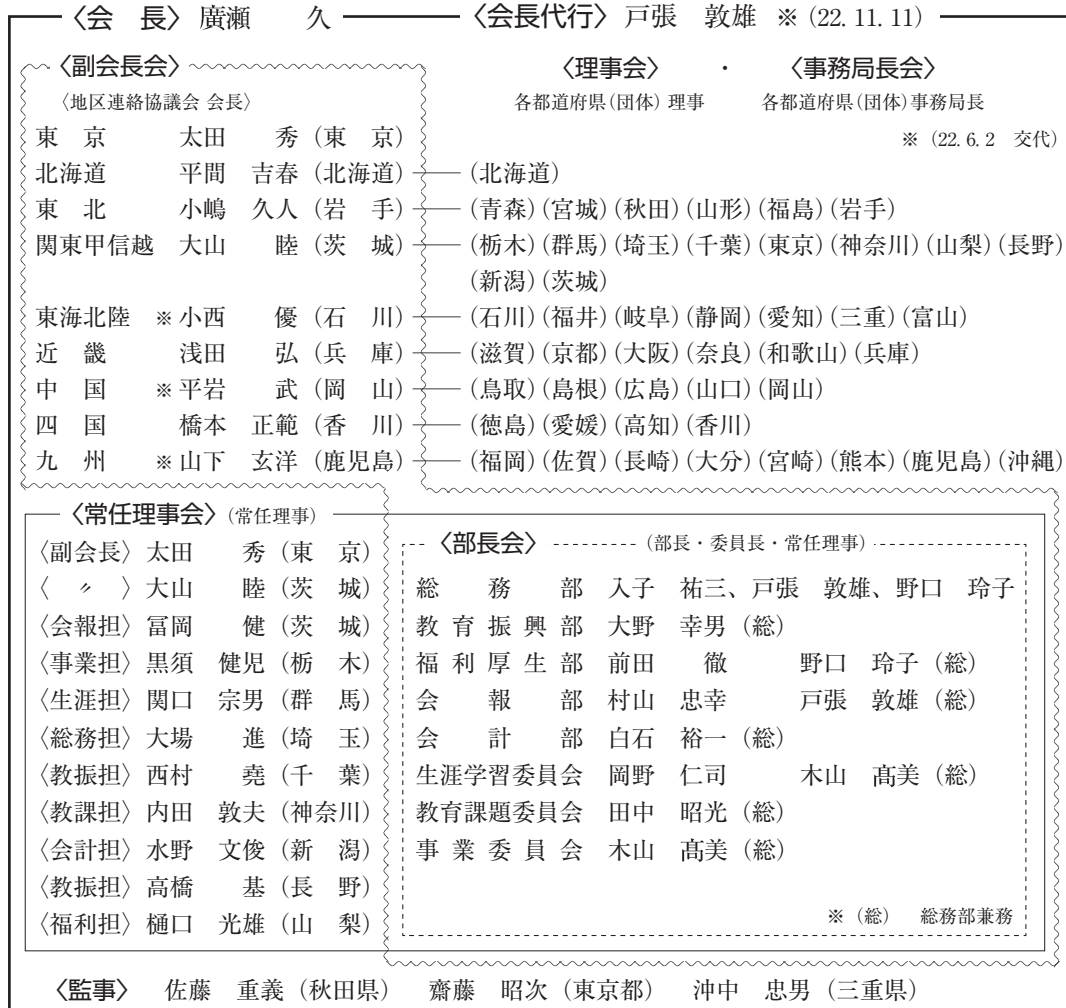
I 総務部の活動

総務部長 入子 祐三

1 はじめに

全国連合退職校長会は何をすべきか。全連退でなければできない事業活動は何か。広げ過ぎてきた間口を見直し、焦点を絞って綱領の実現を図りたいという廣瀬 久会長のもとに役職にある者は結束して努力してきた。総務部は各部・委員会の連絡調整等を中心に活動を展開した（次頁 関連図参照）。平成22年10月25日に廣瀬会長が急逝されたため、戸張敦雄を常任理事会で会長代行に選任し（22. 11. 11）活動態勢を整えた。以後諸活動・事業は順調に推移し初期の目的を達成した。

2 一部副会長が交代し諸会議を開催（平成22年度＝下図参照）



全国連合退職校長会

平成22年度

●全国連合退職校長会綱領 (H.16)
われわれは全国連合退職校長会の設立以来の歴史や活動を継承し わが国の教育の将来を見定め 会員としての自覚と誇りをもってここに綱領を制定する。

- 教育尊重の気運を高め 日本の教育の振興に寄与する
- 生きがいをもって生涯学び続け充実した生き方を実現する
- 会員の親睦を図り 福利・厚生 of 拡充に努める
- 地域の教育・文化の向上や 良好な環境の形成に尽力する
- 関係機関・団体と連携・協力して 活動の発展を図る

●制定 (全連退40周年)

- 本会の目的達成を目指す基本方針・活動方針

○「教育憲章」(案)の作成 (H. 12)
※「旧教育基本法」の第11条(補則)によって、「教育憲章」を文科省で制定するように提言。
※教育理念・教育指針の明確化

○「教育の日」運動の提起。趣旨書の作成・提唱 (H. 11~)・(会報133号参照)
※教育尊重の気運を高め、国民挙って教育の振興を期する日。
※全国に制定、実績を残した後に、国として「教育の日」を祝祭日に入れる。

●総務部

- 中央省庁への具申・要望・要請
- 全国幼小中高特別支援校園長会との連携・協力支援
- 「全連退情報」の発行
- 各部・委員会の連絡調整
- 各種会議の企画・運営
- 「教育関係23団体」との連携支援活動

●教育振興部

- 「教育の日」の制定推進と制定県・市町村の事業の充実に寄与する
- 家庭・地域社会の教育上の役割や責任
- 現職小・中校長が求める教師の資質は何か調査結果の考察
- 「全連退教育憲章」の主旨の徹底・普及を図る

制定都道県

平成12年度	栃木、
平成13年度	岡山、広島、
平成14年度	青森、長野、島根、山口、
平成15年度	宮城、福島、埼玉、東京、奈良、大分、鹿児島、
平成16年度	岐阜、兵庫、徳島、茨城、
平成17年度	岩手、群馬、石川、和歌山、熊本、
平成18年度	北海道、滋賀、
平成19年度	香川、愛媛、
平成20年度	秋田、静岡、長崎、
平成22年度	宮崎

○「あなたの子育て6つのめやす」
—望ましい子どもを育てる— (H.19)
※①家庭の姿 ②子どものしつけ ③家族間でのことば ④子どもの家事分担 ⑤親の仕事への理解 ⑥家庭・学校・地域の連携
※普及活用の働きかけ。

●福利厚生部

- 日本退職公務員連盟との連携、要望活動
- 米寿・上寿者の調査・褒賞
- 春秋叙勲受章者に関する調査実施

○「教育の日」推進の変遷
—10年のあゆみ— (H. 21)
※「教育の日」制定の趣旨及び事例・振興・促進事業資料集

●全国連合退職校長会教育憲章 (H.22)
○日本の教育振興策の具体的目標

●会報部

- 機関紙として共感が得られる会報づくり

●会計部

- 財務状況健全化の検討

全連退の活動

文部科学省

○「旧教育基本法」の改正意見具申（H. 11）
※改正を要する条文（アンケート調査）
※日本の教育理念を明確にすべきである

●改正教育基本法（H. 18）
○第10条（家庭教育）
○第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力）

●教育課題委員会
○特別支援教育についての検討
○教育行政と学校との関連についての検討。学校理事会制度の研究・検討
○新学習指導要領の完全実施にかかわる諸問題についての検討
○全国幼小中高特別支援校園長会と連携しての当面する課題の究明や支援

●教育三法の改正（H. 18）
①学校教育法
②地方教育行政の組織及び運営に関する法律
③教育職員免許法及び教育公務員特例法

●文部科学省「教育振興基本計画」（H. 20）
○教育基本法第17条第2項

●文部科学省 学校支援地域本部事業
—地域ぐるみで学校運営する支援体制を整備—
(H. 20)

●生涯学習委員会
○学校支援地域本部事業への協力・支援状況並びに退職校長参画状況の収集
○国の補助事業に関する動きや情報提供

●政権への対応
○教員の資質向上策の提言、意見具申
○校長が職務に専念できる環境づくりへの提言
○教育の振興に関する要望
○退職校長の叙勲並びに登用等に関する要望。会員の生きがいを支える具申提言
○平成23年度文部科学省概算要求の概要説明会
○教職員定数改善計画（案）説明会
○要望・要請活動

●事業委員会
○出版図書の編集
みんなで創り、みんなで広報していく教育図書「教師のためのなるほどQ&A」
—すぐに役立つ54のアイデア—
執筆割当・編集
○各県総会時に於ける「研修的内容」の情報収集と資料の提供

●「全連退情報」の発行
○タイムリーな発信
○対政府情報や国の動向等の情報提供

3 総務部の主な活動

(1) 全国幼小中高特別支援校園長会との懇談会 課題の把握と対策

○「子ども・子育て新システム検討委員会」が急ピッチで進められ、幼稚園と保育所・認定こども園等の一体化の動き。

教育要領と保育指針を一体化してこども指針とする動き、問題点が多い。

○内閣府に「障害者の権利に関する条約」（仮称）の締結に必要な国内法の整備が進められている。「障害者制度改革推進会議」は教育関係者を含まない構成メンバーによって進められている。

○特別支援教育の見直しの方向。普通学級で指導する方式の主張を懸念している。

(2) 時事通信社の廣瀬会長インタビュー

○「現場が教育に専念できる環境づくり」教育の尊重と教育振興活動の推進、現職支援活動を強調。

(3) 部員・委員連絡会 行動目標の確認

○文部科学省初中局視学官 三好仁司氏「学校教育を巡る課題と方向性」と題して講演。

○各部・委員会の活動概要の共通理解。

(4) やよい会（教育問題懇談会）

○全国退職女性校長会・全国教育女性連盟・全連退の代表が情報交換。

○研修活動の推進等について意見交換。

(5) 会則・規定等の見直し検討

○総会で指摘された条文について検討、一部改正案をまとめ次回総会に諮る。

○慶弔規定をはじめ諸規定について、常任理事会の協力を得て整備に努める。

(6) 会員数の増強に努める

○会員の加入減少傾向をくい止めるための手立て、働きかけについて検討。

○会報を増刷して会員募集に役立てる。

○加入率と会員の維持率が90%以上の優良県に感謝状を贈る。

(7) 全連退の「綱領」「教育憲章」の関連と本会の使命

○「綱領」は、全連退の目的達成を目指す基本方針・活動方針を掲げたものである。

○「教育憲章」は、教育基本法を踏まえ、日本の教育振興を希求し、具体的な目標を掲げたものである。

○両者の追求実践が本会の使命である。

(8) 政権等への対応

○教員の資質向上策の提言、意見具申。

○校長が職務に専念できる環境づくり、条件整備の提言。

○教育振興に関する要望。

○民主党副幹事長と面談。文部科学省、厚生労働省、総務省に対する要望書内容の説明。「要望書」伝達依頼。

○「学校評価ガイドライン案」に対する意見書提出。

○「確かな学びを支援する要請活動」教育関係23団体に参加協力。

○特別予算枠に対するパブリックコメントの送信を要請。

○教職員の定数改善及び少人数学級実現を求める全国集会に参加及び要請活動。

(9) 本部への要望事項対応

① 全連退情報について

国の動向や政府情報などタイムリーな発信はありがたいが部数の問題で困っている。またA4判にしてほしい。…検討中

用紙を着色紙（青色）に変更した。

② 事務局長会の地区分けの工夫を

所属地区のみでなく他地区との情報交換が必要のように思う。…検討中

③ 会報を読みやすく

高齢者用に活字を大きくしてほしい。（B5からA4判にしてほしい）全国都道府県の現況情報をより多く知らせてほしい。…検討中

部員：大場 進（埼玉県） 戸張 敦雄 野口 玲子 田中 昭光
大野 幸男 木山 高美 白石 裕一

Ⅱ 教育振興部の活動

教育振興部長 大野 幸男

1 「地域」の教育上の役割と責任についての研究

—今年度の研究について—

「家庭の教育上の役割と責任及び地域社会等との関連」という課題は、新教育基本法で第10条（家庭教育）、第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）として示されたように、極めて重要である。

そこで、今年度は、従来研究してきた家庭教育の在り方をさらに深めるとともに、新たな視点として、地域住民の教育上の役割と責任について研究し、家庭と地域住民との連携協力の在り方を探ることとした。

(1) 研究の基本的なおさえ

① 「地域」とは

「地域」を行政区分とそれに伴う行政的施策面ではなく、“生活共同体として実際に機能しているまとまり”としてとらえた。具体的には次の3つである。

- 自然発生的な近隣のまとまり（ご近所・向こう三軒両隣）
- 町会、自治会等、自然発生的な要素を含みつつ、意図的、組織的なまとまり
- 幼稚園、小・中学校区のまとまり

これらは互いに関連し合っているが、その関連の状況が「地域」の機能の充実度を左右すると考えられる。

② 「地域」の教育上の役割と責任

「地域」は、家庭や学校を含む子どもたちの主要な生活圏であり、人や自然、物との“かかわり”を通して、子どもたちが人間としての望ましい生き方を自ら学び、はぐくんでいくための重要な場である。

この“かかわり”を活かして「みんなの子どもを、みんなで育てる」営みが、「地域（住民）」の教育上の役割と責任といえる。

具体的なめあてとしては、次の3点が考えられる。

- 適切な教育環境を整える
- 子どもたちの豊かな体験を援助する
- 子どもたちの安全な生活を確保する

③ 現状と課題

大人社会の“かかわり”の希薄化（生活様式、人間関係等）が、子どもたちの生活を変容させ、人や自然、物との“かかわり”を希薄化させている。このことが、「地域」の教育上の役割と責任に関しての重要な課題である。

【大人の問題】

- プライバシーの尊重と、他者との“かかわり”の忌避との混同
- “自分たちさえよければ意識”の先行
- 仕事や生活のスピード化による心のゆとりの喪失

【子どもの問題】

- “IT文化”（テレビ、パソコン、ケイタイ等）の過大な影響
- “群れ遊び”など、自然発生的異年齢集団での活動体験の喪失
- 時間、空間、仲間の欠如

(2) 「具体的なめあて」への取り組み（*は実践例）

① 適切な教育環境を整えること

- 地域のあいさつ運動
 - * 町会の青少年部提唱の「あいさつのシャワー運動」～街の大人が、子どもたちにどンドン声をかける。（まなざしと言葉かけ）
- 地域清掃活動
 - * 月に一回、大人と子ども一緒に地域の公園を清掃する。町会主催、最寄りの小学校PTAと連携

② 子どもたちの豊かな体験を援助すること

- まちの祭り
 - * 「夏休み子ども祭り」～集合住宅団地の自治会と小学校PTAが主催、8月後半に小学校の校庭を会場に行う。
- 神社の祭り
 - * 神輿担ぎ、山車ひきなど、町会単位での子どもたちへのはたらきかけ。
- 小学校の街探検、中学校の職場体験等への協力
 - * “町おこし”等とタイアップして、商店会などが積極的に協力してくれるケースが多い。計画や実行について学校側からの連絡がポイント。
- 文化活動
 - * 中学校で、周年記念誌に町名起源調べを企画、町のお年寄りグループの援助の効果が絶大だった。

③ 子どもたちの安全な生活を確保すること

- 交通安全活動
 - * 子どもたちの登校時に、主要な交差点等での常時活動を行う。小学校の例で、低学年の下校時に活動するケースもある。
- 登下校見守り隊
 - * 小学校PTAと地元の有志が連携し、通学路を中心にパトロールを行う。
- 火の用心パトロール
 - * 町会主催、小学校高学年児童、中学校生徒の有志が参加

(3) 親の「地域」への参加

「地域」は家庭の集合体であるともいえる。たとえば、それぞれの家庭が「地域が自分に何をしてくれるのか」と要求ばかりしては、本当の意味の「地域」は成立しない。「自分は地域のために何ができるか」の度合いが増せば「地域」の質は高まる。個々の家庭の「地域」への意識が、「地域」の凝集性や安定性あるいは活動力を大きく左右するのである。

地域の教育力を考えるときも然りである。家庭すなわち親の考え方や態度が及ぼす影響は極めて大きい。親が“かかわり”を大切にし、「地域」への参加意識を高めることが望まれる。

- ① 子どもの心に“ゆとり”をもたせる
 - 親が、心にゆとりをもって、子どもの心の表出を待ち、聴き、受け止めることを大切にする。
 - 親子のふれあいや対話を大切にする。
 - 家族みんなで、家庭の年中行事を大切にする。
- ② “向こう三軒両隣”を復活（高揚）させる
 - 大人同士が、あいさつを交わし合うなど、近隣の交流を積極的に行い、子どもを感化する。
 - 我が子に、人にやさしい言葉遣い、相手のことを考えた言葉遣い（敬語を含めて）ができるよう、指導をする。
 - お互いに、“相手の子どもを叱ることができるような近所づきあい”をするよう心がける。（まず、自分の子どもが叱られたことの容認）
- ③ 親子一緒に「地域」に出る
 - 散歩、買い物などを親子一緒にし、「地域」への関心を高めたり、理解を共有したりする。
 - まちの祭りやスポーツ活動、あるいは公園清掃活動など、「地域」の身近な行事に親子で参加する。
- ④ 親子で、「地域」の歴史や文化の学習をする
 - まず、親が「地域」に関心を持ち、古くから住んでいる人とかかわりをもつなど、「地域」を知る努力をする。
 - 学校の「郷土に関する学習」にかかわって、親子で話し合ったり、一緒に調べたりする。

2 教員の資質ならびに研究・研修についての調査

今年度の研究課題の一つとして、「教員の資質ならびに研究・研修についての調査」をした。各都道府県退職校長会に依頼し、小中学校（中規模校）各1校を抽出して、管理職にアンケート調査を実施し、各42校から回答を得た。調査結果は以下のとおりである。

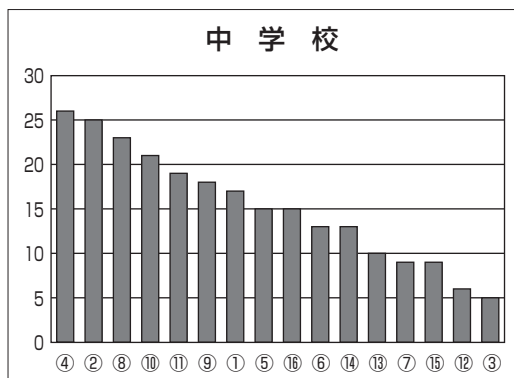
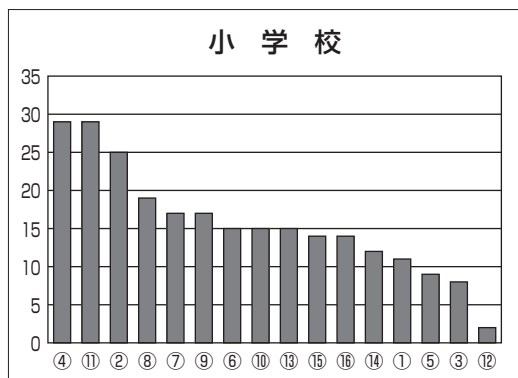
(1) 教員の資質について

質問1) 次の教員の資質として求められるものの中から、特に重要と思われるものを6項目選んで○印をお付けください。

- ① 教育法規を理解し、教員としての任務と責任を自覚している。
- ② 指導計画の立案に創意工夫ができ、熱心に指導できる。
- ③ 論理的な思考ができ、創造性を持っている。
- ④ 地域や親への対応が適切にでき、明るく付き合える。
- ⑤ 物事への公平感と正義感を持っている。
- ⑥ 児童生徒の発達段階に応じた指導ができる。
- ⑦ 児童生徒に夢を持たせ、楽しく生活できるように心がける。
- ⑧ 日常生活のルールを児童生徒にきちんと躾けられる。
- ⑨ 児童生徒の中にとけこみ、一人一人を大切にする。
- ⑩ 児童生徒の性格、境遇、能力等に応じた指導ができる。
- ⑪ 自ら学ぼうとする意欲を持たせ、分かりやすく指導できる。
- ⑫ 物事をてきぱきと処理でき、常に行動的である。
- ⑬ 人間関係の和を第一に考え、明るく人に接するように心がけている。
- ⑭ 命の安全第一への姿勢を常に持っている。
- ⑮ 物事に対する報告、連絡、相談の姿勢を持っている。
- ⑯ 常に危機感を持って、事態への対応を考えている。

<回答結果>

小学校	④	⑪	②	⑧	⑦	⑨	⑥	⑩	⑬	⑮	⑯	⑭	①	⑤	③	⑫
回答数	29	29	25	19	17	17	15	15	15	14	14	12	11	9	8	2
パーセント	69	69	60	45	40	40	36	36	36	33	33	29	26	21	19	5
中学校	④	②	⑧	⑩	⑪	⑨	①	⑤	⑯	⑥	⑭	⑬	⑦	⑮	⑫	③
回答数	26	25	23	21	19	18	17	15	15	13	13	10	9	9	6	5
パーセント	62	60	55	50	45	43	40	36	36	31	31	24	21	21	14	12



<小学校考察>

- ・④と⑪が一番多かったことから、まず人間関係に関する姿勢を重視していることが分かる。教員の地域や親たちとの付き合いや児童の意欲の喚起等教員としての対応姿勢を重視している。
- ・次に②の教員としての専門性を取り上げて指導計画の立案や創意工夫ができるか、教員としての熱意があるかに注目している。
- ・次に挙げられているのは⑧⑦⑨で、やはり児童への接し方に対する期待である。児童に親身になって接することができるよう願っている。
- ・危機管理意識（⑭⑮⑯）について挙げている回答は中位であったが関心の高さはうかがえる。
- ・⑤③⑫の教員の資質に対しての選択が少なかったのは意外であった。

<中学校考察>

- ・④の回答が多いことから中学校でもまず地域や親への対応が適切にでき、明るく付き合える教員を求めている。
- ・次に②が多く、中学校は教科性が強いせいか、教員の専門性や指導性を重視している。
- ・また⑧⑩⑨⑦が続くことから小学校と同じく、日常生活のルールを躰けられ、生徒一人一人への親身な対応ができる教員を望んでいる。
- ・⑪⑨のように生徒個々と深く向き合える教員を期待している。
- ・小学校と同じく危機管理意識については回答が中位であるが関心の高さはうかがえる。
- ・小学校と同じで、⑫③の教員の資質に対しての選択が少なかったのは意外であった。

(2) 教員の研修について

小学校 <回答数42校>

- 1 効果をあげている教員の研修について、次の項目の中から選んで（ ）に順位をお書き下さい。

(1) 校内研修について

- ① 全校で行なう研修
- ② 教科ごとに行なう研修
- ③ 学年ごとに行なう研修
- ④ 会場を校外に移して行なう研修
- ⑤ 教員の自主研修

選択肢	①	②	③	④	⑤
回答数	32	2	4	0	4

(2) 教員の出張研修について

- ① 行政主催によるもの
- ② 他校の研究発表会のもの
- ③ 研究団体によるもの
- ④ 他府県への派遣によるもの

選択肢	①	②	③	④
回答数	32	6	2	2

- 2 教員の研修について、貴校で実施されていることについてお答え下さい。

(1) 校内研修について（年□回ぐらい）

① 全校職員で実施している（回答数38校）

実施回数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~
回答数	1	7	11	10	9

② 教科・領域で実施している

（回答数20校）

実施回数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~
回答数	9	3	5	2	1

③ 学年ごとに実施している（回答数20校）

実施回数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~
回答数	9	3	5	2	1

(2) 研修費について（単位：万円）

① 校内研修費として予算化されている

（回答数14校）

予算化	0~4	5~9	10~14	15~19	20~
回答数	6	5	0	1	2

- ② 校内予算から校長裁量で出している
(回答数 8 校)

予算化	0~4	5~9	10~14	15~19	20~
回答数	5	3	0	0	0

- ③ 行政から特別補助を受けている
(回答数12校)

予算化	0~4	5~9	10~14	15~19	20~
回答数	8	1	1	0	2

- ④ 民間から補助を受けている
(回答数 7 校)

予算化	0~4	5~9	10~14	20	30
回答数	1	2	0	1	3

- (3) 外部講師の1回の謝金について(交通費込み)
(回答数 6 校)

対象	元大学	元校長	行政	地元	一般
謝金	2	1	0.5	0.5	0.2

- (4) 管外研修についての実施状況

- ① 行政主催のもの (回答数23校)

参加人数	1~5	6~15	15~20	40~90	200
参加校	12	3	4	3	1

- ② 研究団体主催のもの (回答数31校)

参加人数	1~5	6~15	15~20	40~90	150
参加校	15	11	2	2	1

- ③ その他
教育会主催 2、筑波大付小 3、
研究発表会 4

- (5) 教員の出張研修について
(実態としての扱いに○を選んでお付け下さい。)

主催者	行政		研究団体	
取り扱い	命令研修	希望研修	命令研修	希望研修
	旅費支給	職免扱い	旅費支給	職免扱い
参加者	41	5	30	9

民間	管外研修	
希望研修	命令研修	希望研修
職免扱い	旅費支給	職免扱い
10	35	5

中学校 <回答数 42校>

- 1 効果をあげている教員の研修について、次の項目の中から選んで()に順位をお書き下さい。

- (1) 校内研修について (回答数42校)

- ① 全校で行なう研修
② 教科ごとに行なう研修
③ 学年ごとに行なう研修
④ 会場を校外に移して行なう研修
⑤ 教員の自主研修

選択肢	①	②	③	④	⑤
回答数	29	6	3	2	2

- (2) 教員の出張研修について (回答数37校)

- ① 行政主催によるもの
② 他校の研究発表会のもの
③ 研究団体によるもの
④ 他府県への派遣によるもの

選択肢	①	②	③	④
回答数	14	9	11	3

- 2 教員の研修について、貴校で実践されていることについてお答え下さい。

- (1) 校内研修について (年□回ぐらい)

- ① 全校職員で実施している (回答数28校)

実施回数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~
回答数	12	8	4	1	3

- ② 教科・領域で実施している
(回答数20校)

実施回数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~
回答数	9	3	5	2	1

- ③ 学年ごとに実施している (回答数20校)

実施回数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~
回答数	9	3	5	2	1

- (2) 研修費について (単位:万円)

- ① 校内研修費として予算化されている
(回答数14校)

予算化	0~4	5~9	10~14	15~19	20~
回答数	6	5	0	1	2

- ② 校内予算から校長裁量で出している
(回答数 8 校)

予算化	0～4	5～9	10～14	15～19	20～
回答数	5	3	0	0	0

- ③ 行政から特別補助を受けている
(回答数12校)

予算化	0～4	5～9	10～14	15～19	20～
回答数	8	1	1	0	2

- ④ 民間から補助を受けている
(回答数 7 校)

予算化	0～4	5～9	10～14	20	30
回答数	1	2	0	1	3

- (3) 外部講師の1回の謝金について(交通費込み)
(回答数 6 校)

対象	元大学	元校長	行政	教員	一般
謝金	1～5	0.5～1	1	0.3	1～0.5

- (4) 管外研修についての実施状況

- ① 行政主催のもの (回答数21校)

参加人数	1～5	6～10	15～20	50～100	150
参加校	12	3	4	1	1

- ② 研究団体主催のもの (回答数24校)

参加人数	1～5	6～15	16～20	40～90	120
参加校	14	5	2	2	1

- ③ その他(回答数 29校)

視察 2、文科省指定校 3、
校長会 3、校長命令 6、
大学付属 15

- (5) 教員の出張研修について

(実態としての扱いに○を選んでお付け下さい。)

主催者	行政		研究団体	
取り扱い	命令研修	希望研修	命令研修	希望研修
	旅費支給	職免扱い	旅費支給	職免扱い
参加者	41	4	21	23

民間	管外研修	
希望研修	命令研修	希望研修
職免扱い	旅費支給	職免扱い
16	23	12

<考 察>

校内研修は全校で行なう場合が全体の7割を占める。このあと、教科ごと、学年ごとと続くが3割前後に留まる。教員の自主研修は意外と少なく下位に近いのは課題といえる。全校で行なわれる研修が群を抜いて多いが、研修の在り方など、効果のある研修方法や運営についての課題アンケートでは読み取れないが課題は残されていると推測される。

校内研修に関連して研修費用、外部講師の謝金等予算に関わる問題があるが、実施回数は5～8回程度が多い。午後授業打ち切りという形態の中で行なわれているが、授業時数確保と、教員の勤務時間という縛りの中で「研修」という本質にどの程度迫れるかが問題として残る。校内研修費の予算化についての回答は多くなかったが、予算化されている学校は少なく、校長裁量で5万円程度が1割少々、実態は掴み得ない。

研修の成果を上げるために、講師の選択も難しいが、講師謝金も関連してくる。講師の中、大学関係は1～3万円、元校長は0.8～1万円、他校教員は0.3万円程度である。

教員の出張研修も主催者によってかなりの差がある。行政や研究団体が主催の場合は命令研修で、旅費支給の対象になったり、職免扱いになる場合が多い。これは当該校長の裁量できるが、主催者によって参加の可否をきめなくてはならない校長の判断と教員の指導も一層難しさを増す。なお、この項目への回答はほぼ5割であった。

3 「教育の日」の制定推進と事業の充実を目指して

全連退では平成8年より、「教育の日—教育尊重の気運を高揚し、国民挙って教育の大切さを考え、その振興を期する日—」の制定を目指した活動を開始し、各地区退職校長会の尽力を得て順調に推移してきた。そこで、今年度も、県・市町村の制定状況、特に未制定県の制定への見通し及び制定県の事業推進について、アンケート調査を実施した。その結果、平成22年12月現在、「教育の日」あるいはそれと同様な教育週間などを制定している県は31都道県に達し、また、市町村での制定は127市町村となった。

(1) 未制定府県の現状（17府県中15回答）

- ① 21年12月以降に新たに制定されたと報告のあった県。準制定県「みやざき子ども教育週間」
- ② 今後制定の見込みが出てきたと回答された県。市や町単位で「教育の日」制定を実施し、県への働きかけを進めている。4県
- ③ 今のところ制定の見込みがないとの回答。10府県。
 - ・県教委へ働きかけを行っているが、県教委との考え方にずれがあり、理解を得るのが困難。
 - ・現職校長会・PTAなど他の教育団体の協力が得られにくい。

*各府県の退職校長会の努力だけでは、制定への解決が難しい感がある。

(2) 制定されている都・道・県の「教育の日」

11月1日（21道県）

11月 第1土曜日（2都県）

11月 第2土曜日（1県）

11月 第3土曜日（1県）

「教育の日」の行事・事業等は、全県的中央大会（数都県）のほか、多くは教育週間・教育月間として地域・学校単位で行っている。

準制定県の多くは10・11月を教育週間・教育月間としている。

(3) 「教育の日」の行事は、毎年の調査で大きく変わることはないが、県・市単位の大会と、各学校単位の諸事業にわたっている。

具体的例として2県からの報告、市・町・村「教育の日」交流大会（群馬県）、「佐倉市教育の日」（千葉県）を13頁・14頁に掲載する。

① 県・市単位の大会【（ ）の数は、回答県数】

「教育の日」記念式典（6）、「教育の日」推進大会（7）、「教育の日」交流大会（2）、県民教育フォーラム（6）、県民教育フェスティバル（3）、教育講演会（15）

<その中で、教員表彰（7）・児童生徒表彰（5）、教育団体表彰（5）>

② 地区や学校単位での事業

多くの都・道・県では、「教育の日」週間・月間に合わせて、学校公開等の多様な活動を実施している。

(4) 「教育の日」の事業・行事を進める上での課題。

一般県民への「教育の日」の意識の浸透が進まない。

退職校長会が主導する県では、行政の支援や予算面で苦慮している。

行政が主導する都・県ではネックとなることは少ない。

市・町・村「教育の日」交流大会

群馬県退職校長会

1 はじめに

本県では、平成17年12月20日に前橋市が「教育の日」を制定し、その後、群馬県、藤岡市、吉井町、渋川市、沼田市が続いて制定した。(吉井町はその後町村合併で消滅)

市・町・村「教育の日」交流大会は、平成19年度から既制定市町村が会場持ち回りで開催し今年度は第4回目となり、渋川市で『市・町・村「教育の日」の充実と制定の推進』をテーマに掲げて実施した。

2 今年度の交流大会の目的

「教育の日」を制定している市町村は、その趣旨に沿った活動が活発に展開されるようになってきた。また、制定に向けて準備を進めている市町村も多くなってきている。その中で課題や問題点も明らかになってきた。

本大会では、既に制定されている市町村との意見交換をしながら、課題や問題点の解決を図り、「教育の日」の未制定市町村の制定推進と既制定市町村の活動の一層の充実を目指す、となっている。

3 交流大会の主催、後援

主催は、群馬県退職校長会と会場となった市の教育委員会

後援は、群馬県教育委員会、前橋市・藤岡市・渋川市・沼田市各教育委員会、上毛新聞社、群馬テレビ

4 交流大会の内容、流れ

(1) 全体進行、①の開会の言葉、②の主催者代表挨拶、⑦の閉会の言葉は県の退職校長会本部役員と会場となった市の退職校長会支部長等が分担する。

(2) ③の来賓の祝辞は、群馬県教育委員会教育長、会場となった市の市長、全国連合退職校長会会長に依頼している。



(3) ④の講話は、会場となった市の教育委員会教育長に依頼している。

(4) ⑤の学びの発表は、会場となった市の生涯学習グループの発表の機会として、1団体か2団体に依頼している。

(5) ⑥の意見交換会(第1回、第2回はシンポジウム)は、「教育の日」制定市町村の教育委員会の代表者を発表者として

依頼し、教育の日委員会委員長が司会を務める。テーマは、『市・町・村「教育の日」の充実と制定の推進』を掲げ、発表者と会員との意見交換を行い、1つでも多くの市町村が「教育の日」を制定できるように討論を深める。また、既制定市町村では他市の意見を参考にしながら活動の一層の充実を目指す、となっている。

5 今後の課題

本交流大会を4年続けてきて、「教育の日」の制定の経緯や諸事業等の内容については理解が深まり、制定に向けて準備を進めている支部も出てきている。今後、更に当該教育委員会や市長(町長、村長)部局と話し合いを重ね、1つでも多くの市町村で「教育の日」が制定されるよう推進を図っていきたい。

藩政改革宣言の日が

「佐倉市教育の日」(11月16日)

千葉県佐倉市退職校長会

1 城下町「佐倉」

佐倉市は、都心から約40km、下総台地の中心に位置し、人口175,000人余の城下町である。江戸時代、佐倉は江戸の守りとして重要視されており、城主は幕府の要職につくものが多く、その中で最も有名なものが、日米修好通商条約の幕府側責任者として知られる第19代藩主堀田正睦である。正睦が父の跡を継ぎ藩主となった時、佐倉藩は、財力・人心共に疲弊しており、何とかこれを立て直すべく、天保4年(1833)11月16日に主だった藩士を集め、藩政改革を実行することを宣言した。この改革の特色は、単なる質素儉約ではなく、「一芸一術の制」と呼ばれる藩士の教育にあった。正睦は、蘭癖と呼ばれるほど、西洋に関心を持ち、西洋の学問を積極的に取り入れ、藩校「成徳書院」を充実させ、幕末・明治時代に活躍した多彩な人材を育てた。

2 「佐倉学」の誕生

時を経、平成16年度に佐倉市は、2年間の準備期間の後、「佐倉学」を誕生させた。このねらいは、「国際社会でも活躍できる人づくり」「新しい地域文化の創造」である。幸い、佐倉市には、「成徳書院」より輩出し、優れた業績を残した先覚者が多く、また、古代からの歴史・城下町として培われた文化・印旛沼などの恵まれた自然、これらを活用し、佐倉ならではの、教育・人づくりをしていくことが「佐倉学」である。

3 「佐倉市教育の日」の制定

平成17年3月24日、佐倉市は、『今後の佐倉市が多くの人材を育てる「まち」として着実な歩み続け、一層の充実が図られ、確かな人づくりを進めること』を目指して、毎年、11月16日を「佐倉市教育の日」とすることを条例で定めた。この日は、かつての佐倉藩主堀田正睦が藩政改革を宣言し、佐倉藩の学問興隆の契機とした期日に由来する。制定以降「佐倉市教育の日」関連行事が毎年行われているが、それは藩校の伝統を受け継ぐ「好学進取」の気風を学ぶ「佐倉学」の実践の場でもある。

4 「佐倉市教育の日」関連行事(平成22年度)

◆佐倉市民学習発表会 11月20日 市立美術館4階ホール
市内学習団体・児童生徒による研究発表



- ◆楽しい科学教室 10月23日 白銀小学校
講演会「南極で見た自然の厳しさ・美しさ」
- ◆佐倉・城下町400年記念行事—佐倉の作家たち
10月23日～11月23日 市立美術館
- ◆佐倉市児童生徒科学作品展
11月17日～11月21日 市立美術館
- ◆旧堀田邸特別公開 11月23日
- ◆学校給食を通じた食育推進 11月15日～11月19日 市内全小・中学校

その他、各小・中学校・市民学習団体に於いて各種行事を実施している。

5 佐倉市退職校長会との関わり

市の行政と協力し、各委員・講師としてその推進の一翼を担っている。

(文責・渡部八重子)

「教育の日」の制定状況（平成22年12月現在）—31都道府県、73市50町4村—

- 北海道地区 北海道
 (北海道) 石狩市 岩見沢市 小樽市 帯広市 苫小牧市 函館市 砂川市
 白老町 豊頃町 本別町 幕別町 月形町 今金町 陸別町
- 東北地区 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 福島県
 (秋田県) 大館市 男鹿市
 (山形県) 上山市 新庄市
 (福島県) 浅川町
- 関東甲信越地区 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 長野県
 (茨城県) ひたちなか市 土浦市 守谷市 稲敷市 牛久市 阿見町
 河内町 利根町 茨城町 大洗町 城里町 東海村 美浦村
 (群馬県) 前橋市 渋川市 藤岡市 沼田市
 (埼玉県) 白岡町
 (千葉県) 佐倉市 銚子市 野田市 南房総市 鋸南町
 (東京都) あきる野市
 (山梨県) 甲府市 中央市
- 東海北陸地区 石川県 岐阜県 静岡県
 (福井県) 福井市 敦賀市
- 近畿地区 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県
 (滋賀県) 栗東市
 (奈良県) 奈良市
 (三重県) 四日市市 菰野町 朝日町 川越町
 (和歌山県) 和歌山市 海南市 橋本市 有田市 田辺市 新宮市
 紀の川市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 広川町
 有田川町 美浜町 日高町 みなべ町 印南町 白浜町 上富田町
 すさみ町 串本町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村
- 中国地方 島根県 岡山県 広島県 山口県
 (鳥取県) 南部町
 (広島県) 美原市
 (山口県) 美祢市 萩市 防府市 宇部市 和木町
- 四国地区 徳島県 香川県 愛媛県
 (徳島県) 美馬市 三好市 鳴門市 つるぎ町
 (高知県) 安芸市
- 九州地区 長崎県 熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県
 (福岡県) 筑後市 宗像市 八女市
 (佐賀県) 嬉野市 唐津市 多久市 玄海町 川副町
 (熊本県) 八代市 荒尾市 宇土市 宇城市 大津町 美里町 和水町
 氷川町
 (大分県) 宇佐市 国東市 佐伯市 津久見市 日田市 豊後高田市
 別府市 玖珠町 九重町 姫島村
 (宮崎県) 串間市 日向市
 (鹿児島県) 湧水町
 (沖縄県) 浦添市 宮古島市 那覇市 石垣市 糸満市 南城市 南風原町
 西原町

*上記中、岐阜県は「教育週間」、静岡県は「家庭教育の日」、兵庫県は「兵庫の教育推進月間」、長崎県は「長崎っ子の心をつめる教育週間」、鹿児島県は「地域が育む“かごしまの教育”県民週間」、宮崎県は「みやざきこども教育週間」と呼ぶ。

委員：高橋 基 (長野県) 西村 堯 (千葉県) 荒井 忠夫 荻原 武雄
 河原 敏子 滝澤 利夫 巖 正子 柳瀬 修

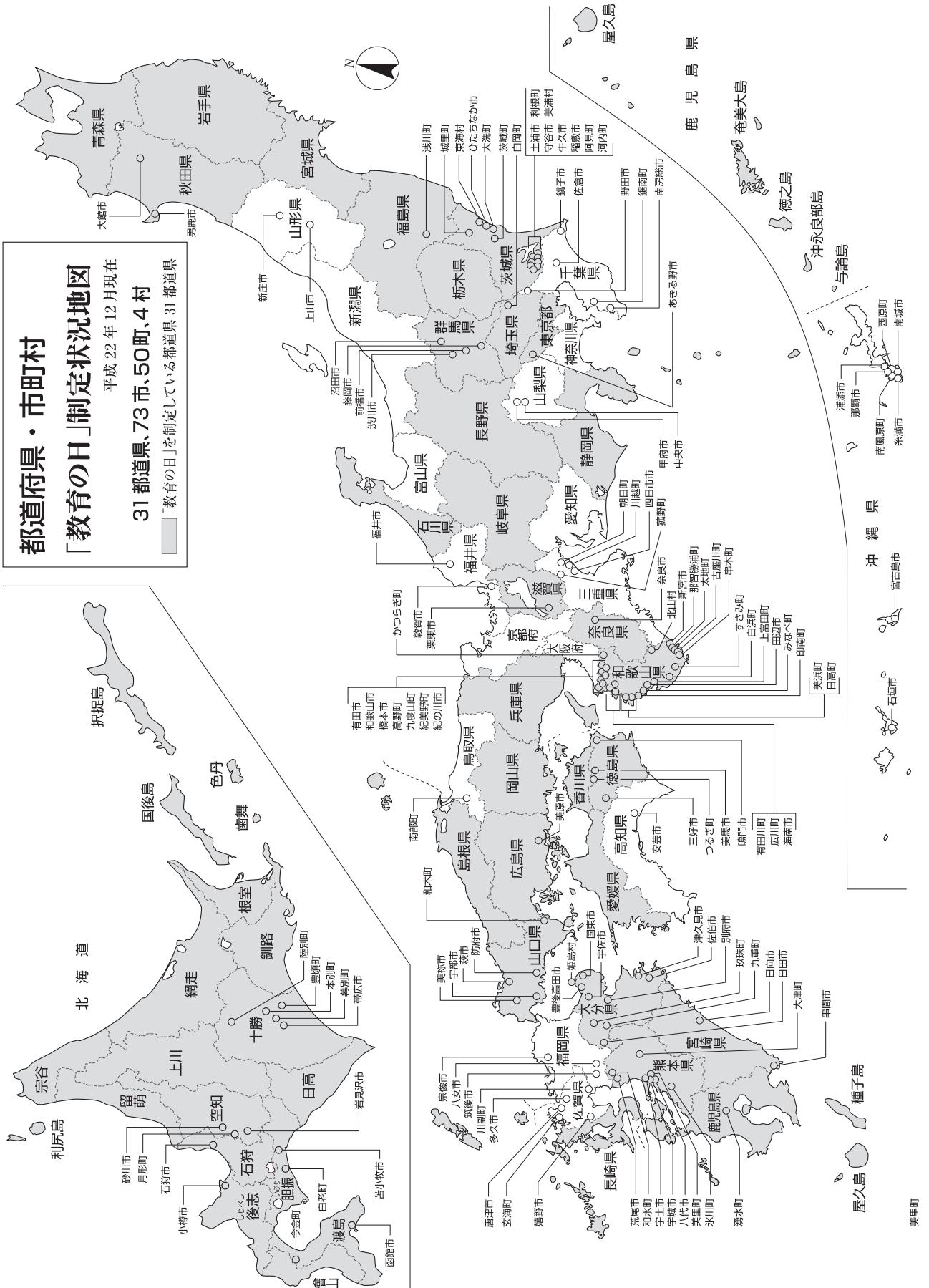
都道府県・市町村

「教育の日」制定状況地図

平成 22 年 12 月現在

31 都道府県、73 市、50 町、4 村

■ 「教育の日」を制定している都道府県 31 都道府県



Ⅲ 会員の福利厚生について

福利厚生部長 前田 徹

今年度も、総会の決議に基づいて3分野の年間活動を行った。関係省庁に対する要望については、民主党政権の動向と党のマニフェストの内容を参考に検討した。なお、平成23年に米寿・上寿を迎えられる会員を調査し褒賞する活動と、平成21年に春秋叙勲を受けた各県の受章者数の調査活動は例年と変わりなく実施した。

1 関係省庁への要望活動（会報第177号参照）

(1) 年金制度について

日本退職公務員連盟（日公連）の共済年金受給者会議によると、民主党は平成24年度に新年金制度の計画を作成し、同25年度に法案化して実施する予定である。また、全ての人が同一の年金制度に加入するように、年金制度を例外なく一元化している。その内容は納めた保険料を基にした「所得比例年金」と消費税を財源とする「最低保障年金」を設立して全ての人が月額7万円以上の年金を受けられる制度を目指している。

これに対して全連退は（1）公務員制度の一環として職域加算・追加費用を含む従来の共済年金の存続を強く要望する。（2）基礎年金の給付財源は国庫負担と社会保険方式の二本立てとし全額税方式には反対する。（3）働く高齢者に対して勤労意欲を阻害しないように年金の減額幅を最小限にする。の3点を要望書にまとめた。

(2) 医療制度について

平成22年8月に厚生労働省の「高齢者医療制度改革会議」が開かれ、後期高齢者医療制度は廃止され、年齢に関係なく勤労者は「被用者保険」に、他は全て「国民健康保険」に入ることを企画して平成25年度から導入を計画している。いずれにしても医療費の負担が増額されないように、また、ジェネリック医薬品等の利用促進を図り薬価の負担を減らすよう今後も要望を続けていく。

○ 政権の交代に伴い、平成22年度から上記の要望書を関係省庁に出す前に、7月26日に民主党幹事長室を訪問して要望書を提出し、各省大臣と政務三役にそれを届けてもらうこととした。その後8月3日に9名の副会長を含めた全連退役員は次の3省に出向き要望の内容を説明した。

(1) 文部科学省

- ①教育の振興（9項目）
- ②退職校園長の叙勲並びに登用（2項目）

(2) 総務省

- ①年金制度に関して（3項目）
- ②高齢者の税負担軽減（1項目）

(3) 厚生労働省

- ①年金制度に関して（2項目）
- ②高齢者医療制度に関して（2項目）

年金や医療制度等に関しては、今後とも日公連と密接な連携を図り活動を継続していく予定である。

表 I 平成23年米寿・上寿一覧

県名	米寿者	上寿者	県名	米寿者	上寿者	
北海道	22	1	大 阪	なにわ会	23	1
青森	21	0		みおつくし会	25	9
岩手	43	3		春秋会	※	※
宮城	38	3	兵庫	庫	57	2
秋田	17	2	奈良	良	29	0
山形	30	1	和歌山		37	2
福島	45	5	鳥取		16	0
茨城	60	1	島根		35	2
栃木	32	4	岡山		60	4
群馬	30	1	広島(県)		61	3
埼玉	45	2	広島(市)		10	0
千葉	45	1	広島(高)		15	0
東京都	136	9	山口		23	4
神奈川県	54	1	徳島		29	0
新潟	41	1	香川		20	0
山梨	0	0	愛媛		3	0
長野	48	4	高知		6	0
富山	37	0	福岡(小)		44	3
石川	29	0	福岡(中)		14	1
福井	11	1	佐賀		30	4
岐阜	38	0	長崎		30	2
静岡	35	2	熊本		57	1
愛知	0	0	大分		64	2
三重	42	1	宮崎		27	1
滋賀	20	0	鹿児島		61	3
京都	33	2	沖縄		7	0
			合計		1,735	89

※について、この団体は会員のプライバシーを守るため報告と褒賞を辞退する旨連絡あり。

2 米寿者・上寿者の調査と褒賞活動

平成23年に米寿（88歳）・上寿（100歳）を迎えられる会員を昨年6月に調査した。その結果を前ページの表Ⅰに示すが、米寿者は1,735名で390名増え、上寿者は89名で昨年より4名増えた。例年どおり米寿者には賀詞と筒を、上寿者には記念品として鎌倉彫の文箱と寿詞及びホルダーを贈呈した。

この調査で今まで「年」毎に調べてきたが、来年度からは各県の事務局の要望に応じて「年度」ごとの人数を調べることとなった。今までの〇〇年1月1日から同年12月31日までを〇〇年4月2日から翌年の4月1日までに変えて、同一年度に退職した会員が同時に祝賀されるようにした。

3 叙勲に関する調査活動

平成21年の春秋叙勲で受章された方を、会員に限らず県内の退職校園長の該当者全員の数で調査した。その結果を前年度と比較して次ページの表Ⅱに示す。この集計結果について次のことが考えられる。

参考：今までの年度ごとの受章者総数。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
687	717	781	776	782

(1) 受章者数について

受章者数はこの2～3年あまり変化はみられない。しかし都道府県別に受章状況を見ると、東京都（44→55）、大阪府（29→50）が10名以上の増加があり、逆に石川県（21→5）、富山県（23→8）の2県が10名以上減らしている。また大分県が0となったのは特別な事情があったと思われる。細かく見ると東京・大阪ともに幼小中学校の瑞宝双光章以下の受章者が大幅に増加し高校・特別支援学校の受章者については大きな変化はみられない。

(2) 受章種について

学校教育関係者の受章する種類は瑞宝小綬章と瑞宝双光章の2種類にほぼ限定されているようである。今年度も瑞宝小綬章以上は幼小中学校ではたった1名であるのに対して、高校・特別支援学校は199名もあり大きな格差がみられる。このような格差は、我が国の学校教育制度における義務教育諸学校がどう位置づけられているかに関わる問題である。義務教育の重要性に鑑み今後とも格差の解消を強く要望していきたい。

○ 全連退が毎年行っている各種調査は多数あり、それを受ける都道府県事務局にとって大きな負担になっていることは十分理解している。しかし福利厚生部の叙勲調査は全国退職校園長の受章状況を把握する重要な手段であり、また全国の連合体組織であるがゆえに可能な調査でもある。各県事務局のご協力で得られた調査結果に基づいて、今まで叙勲受章者数の増加と受章種の格差是正を全連退の課題として位置づけてきた経緯がある。一部にこの調査の必要性を問う声もあったが、調査結果が関係省庁等に出す要望書の基礎資料となっているので、今後についても本調査にご理解とご協力をお願いしたい。

表Ⅱ 平成21年春秋叙勲 各都道府県受章者数一覧

校種別 受章種別	幼 小 中		高・特 支		小 計		受章者総数	前年度との 比
	双光章以下	小綬章以上	双光章以下	小綬章以上	双光章以下	小綬章以上		
北海道	28		3	21	31	21	52	+ 1
青森	12		2	2	14	2	16	+ 2
岩手	12		1	5	13	5	18	+ 5
宮城	9			4	9	4	13	+ 2
秋田	8		1	2	9	2	11	- 4
山形	7		1	4	8	4	12	0
福島	11			5	11	5	16	0
茨城	14		1	7	15	7	22	+ 1
栃木	12			4	12	4	16	+ 2
群馬	17		1	2	12	2	14	+ 1
埼玉	18			6	18	6	24	- 1
千葉	20			6	20	6	26	- 2
東京	45		2	8	47	8	55	+11
神奈川	20		3	8	23	8	31	+ 2
新潟	15			7	15	7	22	0
山梨	7			1	7	1	8	0
長野	12			4	12	4	16	+ 1
富山	6		1	1	7	1	8	-15
石川	4			1	4	1	5	-16
福井	6			2	6	2	8	- 1
岐阜	7		2	4	9	4	13	+ 2
静岡	12			8	12	8	20	0
愛知	23			6	23	6	29	+ 1
三重	8	1		5	8	6	14	+ 7
滋賀	7			3	7	3	10	- 1
京都	8			1	8	1	9	+ 3
大阪	26		1	13	37	13	50	+21
兵庫	20		2	7	22	7	29	+ 3
奈良	8		1	1	9	1	10	0
和歌山	9			3	9	3	12	0
鳥取	6			2	6	2	8	0
島根	3			2	3	2	5	- 4
岡山	9		1	8	10	8	18	+ 2
広島	15			2	15	2	17	- 5
山口	9				9		9	- 5
徳島	7		2	1	9	1	10	0
香川	4			4	4	4	8	0
愛媛	11			3	11	3	14	+ 2
高知	5			4	5	4	9	0
福岡	10				10		10	- 6
佐賀	5			3	5	3	8	0
長崎	10			3	10	3	13	- 2
熊本	12		2	4	14	4	18	+ 2
大分					0	0	0	- 6
宮崎	7		1	5	8	5	13	+ 1
鹿児島	14		1	7	15	7	22	+ 2
沖縄	9		1	1	10	1	11	0
総合計	551	1	30	200	581	201	782	+ 6

IV 会報部の活動

会報部長 村山 忠幸

本年度の活動

- (1) 本年度は、第176号から179号まで、年4回の会報を発行した。第176号は6月30日、第177号は9月30日、第178号は1月1日、第179号は3月15日に発行した。
- (2) 総会特集号以外は、毎号に巻頭言、提言（副会長）、地区連絡協議会の記録、都道府県だよりを掲載した。さらに主要な会議や国への要望活動、教育情報（総会時の講演など）とともに、地方の特色ある活動内容なども掲載した。
- (3) 全国幼・小・中・高・特別支援学校の校園長会長からの現状や課題、要望事項、さらには全連退と全国校園長会との連絡会の報告も掲載し、一層の理解と連携を深めるよう努めた。
- (4) 新会員勧誘支援用として、第178号と179号を希望する都道府県に増配した。

部 員：富岡 健（茨城県） 岩井 昭 岡村 幸夫 清水 健

V 会計部の活動

会計部長 白石 裕一

厳しい経済状況の中で、本年度も各都道府県退職校長会の献身的なご理解・ご協力により会費が納められ、円滑な予算執行ができたことを感謝申し上げます。

(1) 組織の基盤を支える財務状況の健全化のために

本会が全国組織の退職校長会としての使命を果たすためには、その組織を支え、円滑な運営を図るため、会員の拡充を図り、財務状況の健全化を目指すことが必須になる。

そのために、平成21年度総務部内に「財務状況健全化検討会議」を設け、22年12月までに9回の会議を開催した。特に22年度においては、会員にとって魅力ある本会の在り方を再検討するとともに、参加団体の会員数の拡充への取り組みや本会に未加入の組織への働きかけ、会費の円滑な納入、今後の会費の在り方等をとりあげ協議を重ねてきた。

今後、一般会計の収支の在り方等の動向を見定め、予測される財務状況の課題に対応するため真摯に検討を進める所存である。

(2) 健全な財務状況維持のために、一層の経費節減に努める

本会の会計全般にわたり、予算内で処理され、かつ経費の無駄がないよう節約に心掛けながら、目的達成のための諸活動や各部・委員会の事業が滞りなく進展するよう、予算措置、執行、決算等の執務を的確に推進するよう努める。

部 員：水野 文俊（新潟県） 大申 國廣 佐々木多美子（事務局）

Ⅵ アンケートでわかる、生涯学習活動の キーワードは、「ふれる 一かかわる 一つながる」

生涯学習委員会委員長 岡野 仁 司

人は加齢とともに気力、体力、意欲の減衰により、活動が次第に弱まってくるが、ある研究によると、「眠っていた遺伝子が目覚めることもあるので、好奇心を忘れずに行動的な人生を送ることが大切である」といわれている。また、志や趣味が同じで気が置けない友好・友愛的な間柄の好縁仲間と活動することが熟年の人生を心身ともに豊かにし、考動力が養われるという結果が出たそうである。

「考動力」とは自らの頭で考え、積極的に実行できるパワーのことで、この力は、これまで身に付けた知識と技能を生かす知恵ともいえよう。

本冊子では紙数の関係でアンケートの集計結果をすべて記載できないため、平成23年6月上旬に「資料」として各都道府県退職校長会に報告する予定である。

◆アンケート依頼日 7月15日 ◆回収期日 9月30日 ◆回収率 96.2%

今回のアンケート調査は、全連退会員の生涯学習活動情報を四分類・20の設問で各退職校長会に回答を依頼した。以下、その大要を記載する。さらに、顕著な活動事例を3例抽出して再度調査した内容を掲載した。 ※好縁仲間・考動力は造語

設問1 生涯学習活動で退職校長ができることはどんなことか。

- 学校教育支援活動で現職教職員の相談相手、教員の研修・実践への助言、保護者の在り方についての講演・助言など。
- 現職時代からの知識・技能や趣味・研究の分野をさらに深め、自己の充実感を身に付けていたり、生涯にわたる学習が個人からグループへ、さらには自己の学習した成果を後輩、子どもに伝承していくこと。
- 親睦団体の域を超えて社会的存在意義のある意図的活動の継続化、教育活動の後方支援、地域での活動の積極的リーダーシップをとる。
- 地域の歴史や文化の伝承に係る支援活動。学校やコミュニティでのクラブ活動等の指導・助言、技術指導、PTAや地域での教育講演会等での講師。学校や地域環境の整備への支援、学校評議員として学校をサポートする。
- 日本の伝統文化、地方文化及び戦争体験等を保存・伝承していく。
- 「教育の日」への積極的支援と参加に努める。
- 家庭・地域の絆を再生させる社会教育活動を地域と連携して手がける。

設問2 生涯学習活動で、退職校長がしなければならないことはどんなことか。

- 地域の実態を把握し、地域への貢献、各種団体への働きかけ、地域行事への参加等で行う。
- 地域からの要請で地域活性化事業（公民館活動など）や福祉活動（児童民生委員等）、講演（体験談等）、挨拶や声掛けを笑顔で実践する。
- 人格を高めるため自ら学び続ける。親しみと尊敬を受けるよう言動に気をつける。
- 現職教員と連携し、学校経営、学級経営等の指導助言や地域へ可能な範囲での支援活

動を実施する。

- 学校・幼稚園・保育所等への子育て支援、アドバイス、行政への提言・要望を行う。
- 心身ともに健全で自己実現を目指した模範的市民生活を送る。
- 「教育の日」の推進と日常化に努める。
- 学校現場と教育行政を側面から繋ぐ活動。学校の統廃合が進む中、行政に望ましい学校づくりを提言する。
- リーダーとしてだけでなくメンバーとして下から支える活動を行う。

設問3 我が県／地区退職校長会の自慢できる活動

- 県立自然公園の有害植物の学習と駆除作業（青森）
- 県規模200人以上の宿泊研修・親睦会／年1回（岩手）
- 「ふるさとを知ろう」研修会 学校等支援ボランティア活動（福島）
- 19年目を迎える生涯学習研究協議会（茨城）
- 富岡製糸工場 ボランティアガイド活動（群馬）
- 「彩の国教育の日」行事等の企画・参画（埼玉）
- 若手教員のニーズに応える研修会〔本年、4回目〕（東京）
- 学校支援活動（神奈川）（岡山）（長崎）（福岡・小）
- 生涯学習活動事例集「志に生きる」の刊行（富山）
- 「親和だより」の発行（静岡）
- 人づくり21世紀委員会における子ども安全みまもり隊（京都）
- 学校歴史博物館（京都）
- 8地区による研修親睦会（大阪なにわ会）
- 教科書、資料の展示・収集（大阪みおつくし会）
- 県民カレッジ学友会の活動（鳥取）
- 吉田松陰に関する研究（山口）
- 生きがい作品展／3年毎開催（徳島）
- 農村歌舞伎の保存と伝承〔土庄町・肥土山地区〕（香川）
- 作品展／6回開催（愛媛）
- 四万十川流域の生態系保全活動（高知）
- 趣味の作品展（福岡・中）
- 人材情報（会員の専門・特技等）冊子の発行・配付（県下の学校・公民館へ）（佐賀）
- 各学校における教育遺産の収集（熊本）
- 地域活動懇談会（大分）
- 琉球の伝統芸能、善行児童生徒の表彰事業（沖縄）

設問4 全連退会員が組織的（含む退職校長会以外）に活動している事例（数字は回答数）

- ▽学校支援—31
- ▽子どもの安心・安全支援—19
- ▽学校支援地域本部事業—15
- ▽家庭教育・子育て支援—15
- ▽会員のための活動支援—13
- ▽放課後子ども支援—13
- ▽公民館活動—10
- ▽地域の環境美化—9
- ▽図書館支援—6
- ▽社会体育支援—5
- ▽NPO事業—5
- ▽シルバー大学講師派遣—3
- ▽地域の教育遺産の保全—2
- ▽その他
 - ・子ども夢 基金助成活動
 - ・県の退職教員講師派遣プロジェクト
 - ・年1回親交会で地域活動の体験事例発表と意見交換
 - ・現職教員研修
 - ・クラブ活動支援
 - ・ボランティア活動支援
 - ・地域の文化活動振興

事例Ⅰ 19年目を迎える生涯学習研究協議会

～地域社会への貢献を考える～

茨城県退職校長会 池田吉人

1 はじめに

本県で実施している生涯学習研究協議会は、年2名の実践発表と研究協議であり、今年度で19回を重ねる。発表された中から3名の事例を紹介する。

2 発表事例

(1) ひょうたんつくりと地域おこしボランティア活動（平成20年度 取手・守谷・北相馬支部）

▽ひょうたんつくり——退職後、地域の公民館長に就任、コミュニケーションを図るために「守谷ひょうたんクラブ」を設立、仲間との触れ合いを大事にしながら、現在17年目で会員17名である。ひょうたんは80cmにもなる大きいものから小さいものまで1つとして同じものはなく、個性的で味わい深い。栽培の楽しさ、加工する楽しさ、贈る楽しさに魅せられている。

▽交歓会と展示会——栽培、作品つくりを語りながら仲間同士の親睦を深める。ひょうたんを提供し子ども達との輪（和）を広げる。さらに市外、近県の仲間へと広がる。名誉総裁秋篠宮殿下への献上を始め、県庁、図書館、市役所、公民館、銀行、病院、施設等への展示用・贈り物として大変喜ばれている。全日本愛瓢会展示会特別賞など数多く受賞。

▽地域おこし——平成10年、民間活力を生かした市民による新たな観光協会を設立し会長として活動。地域おこしの一助として、①現在までの観光マップの見直しと実地調査をもとにした新規の「守谷歩こうマップ」の再編集、配布。②廃道化した農山道の復活と野鳥の森 散策道の開発（地域住民・小中学生の協力によるゴミ拾い、草刈り、案内板・立て札の設置）。③つくばエクスプレス（TX）開通前夜のペットボトル利用のランタンフェスティバルの開催（沿線道路5.6km、7,700個点灯）。④駅前花壇とTX開通記念モニュメント設置（住民や小中学生の記念作品1,407枚）。⑤各種イベントへの参加協力等のボランティア活動をしている。多くの人たちの恩に報いるようこれからも頑張りたい。

(2) 郷土理解への働きかけ（平成21年度 行方・潮来支部）

行方市玉造地区の郷土文化遺産を検証し、新しい資料などを郷土文化研究会誌に発表してきた。それが郷土理解への一助になればとの思いからである。平成16年には大河ドラマ「新選組」（旧玉造町出身 芹澤 鴨等）のTV放映を機に町おこしの輪が広がる。行方市文化財保護委員として、文化史料の発掘と地域の観光事業に貢献している。

(3) 教育研究所「あかつき」の歩み（平成22年度 高萩支部）

定年退職と同時に教育研究所「あかつき」を自費でオープンした。それは地域貢献を第一とした、教師・子ども・保護者・地域住民を対象にした「教育なんでも相談」施設である。所長一人での仕事は限られているが、①教育相談②学習相談③教員研修④書道教室⑤英語教室⑥ピアノ教室（外部講師対応）⑦趣味を生かしたグループ研修等である。

3 おわりに

上記の(2)(3)の事例は、紙面の都合で十分述べられないが、内容の豊かさ、深さには大いに啓発される活動である。

事例(2)では「高齢になっても未知のことはあるはずである。学び続けることが、豊かな人生をもたらすことと思っている」と、そして事例(3)では「11年間『教育なんでも相談所』として地域に親しまれ、地域に貢献できたことを喜んでいる」と述べられている。

事例Ⅱ－1 琉球古典舞踊のすばらしさと奥深さを味わう

沖縄県退職校長会 喜舎場 直子

1 2010年「琉球古典舞踊」が国の重要無形文化遺産に指定されました。1972年の「組踊」の認定から37年振りの朗報です。歌舞伎や能楽・雅楽などと同じく「日本にとって歴史上または芸術上において価値の高いもの」として認めてもらえたことは嬉しい限りです。

以下、古典芸能の中の舞踊について述べたいと思います。

○今でも祝いの席で必ず踊られる「かぎやで風」は、国王や冊封使の前で踊られたので「御前風」ともいわれ、沖縄の国歌と云う人もいます。

○「諸屯」は小道具を持たない手踊りです。出羽、中踊、入羽と三部構成になっています。恋人を思い、悶々とする女心の感情を抑え静かに表現する古典舞踊最大の難曲です。

○「伊野波節」は、「あの方をどんなにお慕いしていても人さまに打ち明けることもできません」と切ない想いを胸に抱き、美しい花笠を持って踊ります。文学的にも深い味わいのある曲で、その技法も卓越したものです。舞踊のコンクールでは課題曲になり、士族の芸能から今では全沖縄県民の身近な存在となりました。

2 退職校長会と琉球古典芸能との出会い

会員には芸に堪能な方が多数います。月1回、定例の稽古日を設けている地区、サークルを設けている地区があり、新春の集いや諸祝賀会、総会後の懇親会等では必ず幕開けに演奏・演舞をしています。ステージいっぱい三線を奏で歌う姿は身震いするほど感動します。女性会員の琴や舞踊で華を添えます。40代後半から舞踊教室の門をたたいた私。退職後は舞踊コンクールに挑戦。生涯学習のお手本になったようです。教師免許を取得した現在、女性会員でサークル活動を始めました。琉球古典舞踊は奥が深く一朝一夕には極められません。それだけに探求のし甲斐があり、これからも精進を続けたいです。

事例Ⅱ－2 12年目を迎える善行児童生徒の表彰事業

沖縄県退職校長会 羽地 和枝

近年、家庭・地域・社会の教育力の低下が問われ、子どもを取りまく教育環境は厳しいものがある。充実した心の教育の推進を目指し、本県では善行を積む児童生徒を表彰する事業を通して、健全な児童生徒の育成と地域の教育力を高めようと取り組んでいる。

県内の小中学生を1校から2件（男女各1件）校長の推薦を得ること。家庭・地域・社会の日常生活を通して感銘を与える善行活動―公共生活への貢献、個人生活への徳行等ほか8項目―また一時的、継続的、定期的な活動も表彰の対象としている。

選考については、各地区選考委員の審査を経て本部選考委員会で審査し決定する。

表彰を受ける児童生徒は、11月の授賞式に父母、親族、在籍校校長から祝福を受け、誇らしげに喜色満面で参加する。来賓の県教育長からも惜しみない祝意と賛辞そして力強い励ましをいただき、人生最大の感動を受けることだろう。この受賞を機に、自信を持って努力を続け、自分を鍛え、磨いて欲しい。この受賞した善行は、多くの大人や他の児童生徒に勇気と希望を与えていることだろう。受賞者代表の中学生は「これからも多くのことを学び、経験することで、更に自分自身を高めていけるよう努力し、賞に恥じない生き方をしたい」と応えた。未来を担う多くの児童生徒が善行の光で一隅を照らし続け地域社会に善行の輪を広げていくことで地域の環境浄化の気運が醸成されることだろう。

平成11年度にこの制度を創設して以来12回を重ねる本事業で小学生76人、中学生94人、小学校8、中学校23の個人・団体が表彰され、教育現場に高く評価され受容されているが、全県域の認知度に未だの感もあり、今後の課題としたい。

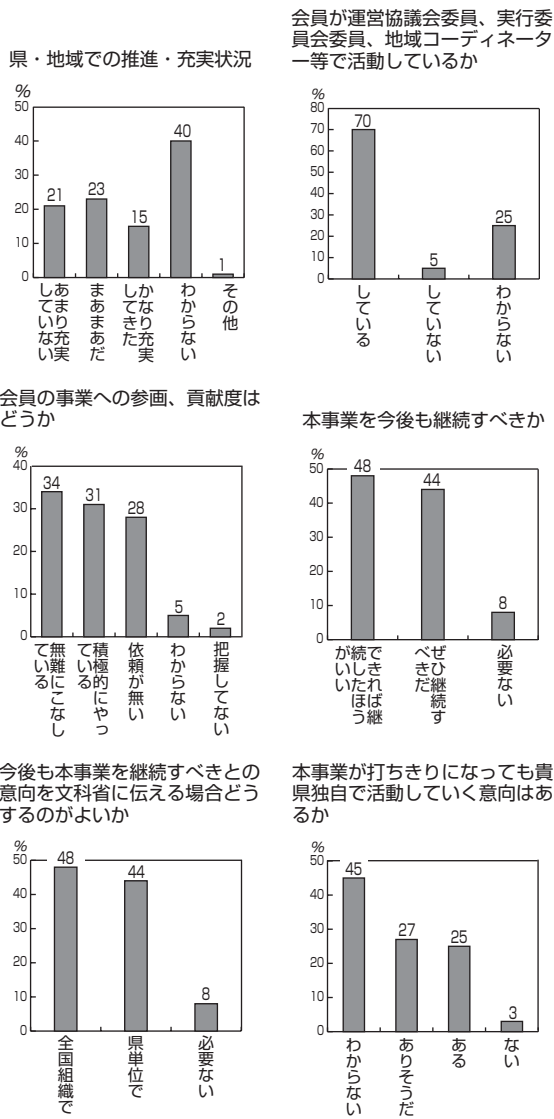
平成22年度「学校支援地域本部」申請状況（速報）

（平成22年5月現在）

都道府県	市町村数	学校支援地域本部数	都道府県	市町村数	学校支援地域本部数
北海道	178	233	広島県	11	11
青森県	21	44	山口県	12	22
岩手県	23	43(4)	徳島県	10	11
宮城県	13	17	香川県	17	17
秋田県	22	30(9)	愛媛県	8	24
山形県	23	32(1)	高知県	19	22
福島県	13	16	福岡県	36	59
茨城県	38	40	佐賀県	8	11
栃木県	12	65	長崎県	19	435
群馬県	4	8	熊本県	29	30
埼玉県	39	39	大分県	16	56
千葉県	22	86	宮崎県	20	27(2)
東京都	21	86	鹿児島県	8	24(12)
神奈川県	7	7	沖縄県	19	31
新潟県	17	51	札幌市	1	1
富山県	1	4	仙台市	1	5(18)
石川県	14	41(3)	さいたま市	1	0(30)
福井県	4	4	横浜市	1	7
山梨県	8	10	川崎市	1	7
長野県	27	34	新潟市	1	40(64)
岐阜県	11	23	静岡市	1	3
静岡県	23	23	浜松市	1	1
愛知県	5	5(1)	名古屋市	1	1
三重県	6	11	京都市	1	13
滋賀県	10	16	大阪市	1	8(16)
京都府	14	16(1)	堺市	1	2
大阪府	41	249(31)	神戸市	1	9
兵庫県	40	40	岡山市	1	2
奈良県	30	68	北九州市	1	7
和歌山県	22	24	福岡市	1	7(3)
鳥取県	6	6	国立大学附属	3	3
島根県	17	48	合計	1,001	2,333(195)
岡山県	18	18			

（ ）は補助事業に申請されている本部数。外数。

「学校支援地域本部事業」のアンケート結果



▼アンケートの集計結果の考察（以下、都道府県・地域は県と表示）

各県での地域本部事業の推進・充実状況は、上記のグラフに示すようにより充実している県もあるが、ほとんどの県では、これから充実させていかなければならない状況である。

同事業において運営協議会・実行委員会の委員、地域コーディネーターとして、多くの会員が活動している。また、多くの会員が同事業に参画し、貢献している。

本事業を今後も継続していったほうがよいと回答した県が圧倒的に多い。

▼平成23年度 文部科学省新規事業に関する情報

文科省は、新たに23年度から「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助」として6つの補助事業項目を掲げて、約94億円の予算要求をしている。

部 員：関口 宗男(群馬県) 河口 正治 緑川 曜子

Ⅶ これからの学校の在り方について

教育課題委員会委員長 田中昭光

はじめに

国は、教育立国の実現を目指して教育基本法を改正し、新たな教育理念の下に新学習指導要領の実施に踏み出した。

この時に当たり、本委員会は、前年度に引き続き中央教育審議会が検討している「これからの学校教育の在り方」についての課題に関連し学校教育が抱えている諸課題の改善・解決にむけて、特に「教員の資質向上」、「学校理事会」について研究討議を行い意見をまとめた。

「教員の資質能力の向上方策（教員養成、教員免許制度、採用、研修等）」

中央教育審議会では、文部科学大臣の諮問を受け、「教員養成、教員免許制度、教員採用、研修等」について審議を進めている。今までに審議されてきた意見を参照しながら教育課題委員会として討議した。

1 教員養成について

(1) 教員養成制度の推移

戦前	明治5年（1872）東京に師範学校が設けられ、その後各府県に広がり、義務教育年限の延長と中等教育の発達を背景に明治末ごろまでに第二次世界大戦までの教員養成制度がほぼ確立した。そこでは、初等教員養成は中等学校程度の師範学校において、中等教員養成は専門学校レベルの高等師範学校において行われ、巧みな教授技術と強い聖職意識を培った、いわゆる師範タイプの教員が養成された。
戦後	第二次世界大戦後、養成制度が根本的に改められ、大学での教員養成と開放性を二大原則とする新しい教員養成制度が成立した。この制度によって、 ①幼稚園から高等学校までの教員は大学で養成する ②国公立全ての大学（もしくはこれに準ずる機関）において、教員免許法の規定する所要の単位を修得し免許状を取得できることになった。
現在	1990年代後半以降、教職課程の再編統合が顕著である。開放制度のもとでは教員養成は特定の大学に限定されない。一方、教員養成を主たる機能としている大学は、「教員養成大学・学部」とよばれている。 一般の大学における教員養成については課程認定の制度がとられており、文部科学省の認定を受けた教職課程をもつ大学において行われている。

(2) 現行制度の課題と改善策

① 教員養成課程の教育内容とその改善策

- ア 一般教養、教科専門教育、教職専門教育の三つの領域で構成され、これらを有機的に統治し、広い豊かな教養と専門性を持つ教員を養成することを目指しているが、教員としての資質・能力を十分に養成しているとは言えない。中でも、教科教育（専門的な知識・技術、教育課程の編成や教材構成の基本的な力など）や児童・生徒理解に必要な知識や臨応的な対応能力、教育実習の充実が課題である。
- イ 教員として必要な基礎的資質、「教職に就く自覚や意欲、人間力（忍耐力、体力、コミュニケーション能力など）」を育成することが必要である。
- ウ 学校ではいじめや不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育や外国語教育や保護者との対応など、様々な課題がある。これらに対応するために必要な資質を修得できるよう教育職員免許法の抜本的な改訂とともに大学のカリキュラムの見直しが必要である。こうした実践的な指導力の向上のためには教育実習の時間増と充実が必要である。

② 教育実習の現状・課題・改善策

- ア 教育実習は学生自身が教員としての適性・不適正を自覚するよい機会になる。しかし、教育実習の現状は養成大学による指導が不十分で、実習生を受け入れる学校にとって負担が重く改善すべき課題が多い。実習時間増や指導体制の充実が求められているので学校への十分な配慮が必要である。
- イ 教育実習の時間増については、学校でのボランティア活動や教育活動の見学を主に、教員の指導計画や指導法、学級経営や児童生徒との係わり、特別活動への参加や生徒指導や進路指導、教科外の諸々の職務活動等、教員の職務内容や役割、組織の中での連携や協力する活動状況を学ばせることに充てる。教員に必要な資質として、専門的知識や実践力、信頼される人間性等を身につけなければならないことを自覚させることを目的とする。
- ウ 教育指導の実習体験は教員としての適性の有無や教員志望への意欲、教員として必要な実践的指導力の向上に必要な専門性や人間力を醸成する。
- エ 大学は学校に頼らなくても模擬授業や指導計画などを学ばせるカリキュラムを設定し、大学の単位認定を厳格化する必要がある。

③ その他の課題と改善策

- ア 教員養成課程の指導者は、初等中等教育の学校において一定の経験を積み、児童生徒の実態や教育課題等を十分に把握し、問題解決と将来への展望を描きうる力量を備えた教員でなくてはならない。
- イ 教員の資質向上の施策として教員養成課程を6年制（修士）とすることが議論されているが、教員志望者の減少や経済的な負担等影響が大きく慎重に検討することが必要である。必ずしも大学院卒の教員が優秀な教員であるとは言えない。
- ウ 都道府県の一部において教員の資質向上を図る施策として様々な対策が実施されている。例えば、東京教師養成塾や杉並師範館のように自治体独自の教員養成計画を立てて、採用前の1年間を講義・ゼミ・教育実習などを実施し、特別採用している。また、採用前の教員養成講座の実施、学校での教育ボランティア・実習の受け入れなど、実践的指導力を備えた教員採用に成果を挙げている。
- エ 身体障害や知的発達障害に加えて、広汎性発達障害などのある児童生徒が増えており、通常学級に在籍する児童生徒の中にも多く見られる。教員は障害についての理解や教育的対応についての知識や技術を身につけていなければならない。

介護等の体験は継続し実施することが必要である。

2 教育職員免許制度について（以下教員免許法と略称）

(1) 課題と改善方策

教員になるためには、教員免許法に規定されている免許状を必ず取得しなければならない。免許状には、普通免許状、特別免許状、臨時免許状の3種類があり、学校種別、幼、小、中、高、特別支援学校ごとに免許状は異なる。

一般的には、教職養成課程の認定を受けている大学において免許法で規定されている単位を取得したことが認められれば授与されるのは普通免許である。したがって、免許取得を希望する学生にとっては都合がよい制度であるが、希望すれば容易に取得できる資格という評価もあり、教員に対する社会的評価を低下させる一因にもなっている。

- ① 全連退では、文部科学大臣に対し教育の専門職として社会的な地位を認められる証左として、国家試験に合格した者に免許を授与する制度の構築を提言している。
- ② 一度免許を取得すれば、生涯有効である免許の有効性は改善する必要がある。改善策を検討するに際しては、現職の教員と単なる免許所持者とを区別して検討する必要がある。
- ③ 現行では、特別支援学校の教員免許を取得していない教員も特別支援教育に携わっている実態があり、障害のある児童生徒の理解や指導に問題が指摘されている。また、特別支援学級担当教員に対する特別支援学校教員免許の必要性を検討しなければならない。

(2) 教員免許更新制の現状と、その課題や改善策

- ① 現行の免許状更新講習は大学や教育委員会等が開設し、その内容は以下の通りである。

ア 教育についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項（12時間以上）

イ 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項（18時間以上）

前文部科学大臣の中教審への諮問事項として、教員免許更新制についてその効果の検証を踏まえ、今後の在り方について審議することを求めたが審議中である。

- ② この制度は教員として必要な資質・能力が保持されるよう、10年毎に最新の知識・技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的として、平成19年の教育職員免許法改正により制度化され、平成21年度より導入された。

教員が研修を行い教員としての必要な資質・能力を身につけ、専門性を高め、指導力や人間性を向上させることは重要である。しかし、研修内容・方法とその効果、指導体制、経費、更新者の勤務に及ぼす支障等、様々な課題が生じている。

今後、継続していく制度であるならば、成果や教員の勤務の条件緩和など十分調査・検討し改善することが必要である。教員の資質・能力向上のための講習は必要なことであるので望ましい方策の検討を期待する。

3 採用について

(1) 採用制度の現状と課題

- ① 公立学校の教員採用は、都道府県及び政令指定都市の教育委員会によって、独自の採用試験を実施し、その選考により教員の採用を行っている。
- ② 一般的に採用は、教員としての基礎的な能力を判断するため「一般教養」、「教職教養」、「専門教養」の筆記試験を課し、その後、教員としての適性を評価するため「面接（個人・集団）」、「実技」、「模擬授業」、「論文・作文」等を実施している。この選考試験に合格した志望者を2または3段階に分け、採用、条件付き採用、補欠等に充当している。

- ③ 選考方法が多様化している要因は、教員に求められる基本的な資質（具体的には、教育に対する情熱や使命感、専門的な力量、社会性やコミュニケーション能力、豊かな人間性など、多面的・総合的な人物評価）の有無を重視しているためである。

その反面、採用されても「指導力不足や児童・生徒理解不足や同僚や保護者との人間関係、社会性やコミュニケーション不足、体調不良などの原因」で経験を積まない段階で、退職する教員が年々増加している。

今後、採用選考や採用後の教員研修の在り方（後述）を改善していくことが課題である。

- ④ 教員の採用・異動・昇任・懲戒などの権限を都道府県教育委員会から市町村教育委員会に移譲して欲しいという教員人事権移譲の要請（大阪市）を文部科学省が受け入れた。

市町村の実状や教育方針に沿った人事、地域に根ざした教員のもと特色ある学校教育が可能になるというが、市町村の責任はますます重くなり、優秀な人材の確保や人事交流、教育格差など様々な弊害も予想されるので、十分に吟味、検討していく必要がある。

(2) 改善すべき方策

- ① 多面的な人物評価を重視する選考方法を実施する。特に、教員としての適性の有無を確認できる視点を工夫する。
- ② 教育実習やボランティア活動等の実績を選考基準に加える。
- ③ 教職経験者、民間企業等の勤務経験者の採用選考の内容・方法や評価基準を工夫する。
- ④ 条件付き採用制度（仮採用、仮免許、インターン等）の構築を図る。
- ⑤ 実技試験の充実や資格試験等の活用を図る。（英語検定、リスニング、スピーチ、TOEIC、簿記検定、情報技術等）
- ⑥ 障害のある志願者への配慮をする。
- ⑦ 非常勤講師制度の改善・充実を図る。

4 研修について

(1) 研修の課題と改善方策

教員は自ら日常的・継続的に研修し、指導力や人間性の向上に努めなければ、教員としての職務を遂行し使命を果たせない。また、児童生徒、保護者や社会から信頼されない。このことを一人一人の教員は自覚し努力することが絶対に必要条件である。

教育公務員特例法（第21条）により、職務を遂行するために、「研究と修養に努めなければならない」と規定され、公的に初任者研修を初めとし教職経験に応じた研修を受けることが義務づけられている。しかし、日常の職務を遂行しながらの研修に参

加することから研修に専念できないという課題がある。

- ① 初任者研修は2～3年間で計画的・体系的に実施し、研修内容を充実・改善する。日々の職務を円滑に遂行するなかで自主的に研修することを重視し、研修する時間を確保するとともに、新任教員の指導計画の作成や、校内指導体制の確立等、条件整備を図ることが重要である。
- ② 校長は教育課程の編成に併せ、校内における研修活動（OJT）を活性化することが重要である。日常的な、授業準備や校内の諸会議を充実させ、学校運営の目標や目的を共通理解させ、一体となって教育活動に専念する環境づくり、条件整備を行うことが求められる。

教員の資質・能力は日常的な教育活動を遂行する過程で向上していくことが基本である。特に、「授業力」の向上が求められており、教員の資質・能力の向上につながる「校内研修」の充実が大切である。同時に、若手・経験の浅い教員の増加、児童生徒の実態の複雑化、保護者や地域の変化や多様化などへの対応も必須であり、「学校力」の向上を図ることが大切である。
- ③ 教育委員会が行う10年経験者研修は、教員の資質・能力向上に貢献している。さらに、課題に応じた指導者を確保し、今後も教職経験に応じた適切な内容・方法について研修できるように工夫・改善することが重要である。
- ④ 各教育委員会や教職員研修センター等に配置されている指導主事や専門指導員等が多忙な業務に追われて研修の余裕がなく学校現場からの要望・要請に十分に答えていない状況が見受けられる。指導主事だけでなく校内の主幹・主任教諭などのリーダー養成のためにも、各教科等の専門的な知識や指導方法、教材開発等だけでなく、学校経営や当面する教育課題への対応力などの向上を目指したリーダー養成研修の改善・充実が必要である。
- ⑤ 外部の諸機関で実施される講習会や研修活動に参加することが、勤務条件や予算等の制約から自主的な研修活動を阻害している。自主的・自発的研修を奨励し参加しやすい環境を整えなければならない。
- ⑥ 児童生徒に係わる諸課題の改善のためには、家庭や地域社会との連携を進めることは重要である。その機能を発揮するための土台になる教育委員会等との組織的・計画的な情報交換や研修の機会を設けることが重要である。

5 その他

- (1) 少人数学級の実現のために教員定数増が計画されている。一人一人の児童生徒に向き合い適切な教育活動の実現が期待されるとともに、充実した教育活動によって児童生徒が成長していく。その結果、児童生徒や保護者・社会からの信頼が得られる。また、教員は使命を果たした充実感とともに、一層の資質向上を図るべきことを自覚し努める。こうした環境の構築が必要である。
- (2) 教員の異動が短期間で実施されると教育活動に支障をきたすことがあり、その上、児童生徒に向き合い理解・支援する活動（特別活動など）が十分できない要因になっている。また、地域に根ざした特色ある教育活動に負の作用をもたらしている。特に、卒業生や保護者との人間的な絆が醸成されず信頼が得られない。

「これからの学校教育と学校理事会」

平成21年、これからの学校教育の在り方に対し、川端達夫前文部科学大臣より『保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家らが参画する「学校理事会」が学校運営をする。』という構想が述べられた。既に、全国の都道府県においては、平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されて以来、学校運営協議会制度を創設し、一部の指定された学校において学校理事会が学校運営に参画し始めている。

教育課題委員会では、「学校理事会」の役割や課題について研究討議し、これからの学校の在り方について研究することとした。

1 これまでの経過

(1) 学校評議員制度

平成13年に改訂された学校教育法施行規則第49条により、「開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての責任を果たす。」ことを目的に、学校評議員制度が導入された。

委員の構成は、

- 設置学校の指定通学区域及びその周辺に在住する者
- 設置学校に在籍する児童・生徒又は幼児の保護者
- その他校長が必要と認める者

主な内容は、

- 学校評議員は、校長の求めに応じて、又は必要と認めるときは、学校運営に関する意見を述べることができる。

その後、文部科学省の調査（平成18年）によると、全国の公立学校の8割強が「学校評議委員会」を設置し活動をしているが、学校運営への参画は十分とは言えない状況にある。

(2) 学校運営協議会制度

平成16年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に、「保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。」ことを目的に、学校運営協議会制度が制定された。

委員の構成は、教育委員会が任命する。

- 当該指定学校の所在する地域住民
- 学校に在籍する児童・生徒又は幼児の保護者
- その他、教育委員会が必要と認める者

主な内容は、以下の具体的な権限等を有する。

- ① 学校の運営に関する次に掲げる事項の基本的な方針について承認する。
 - 教育課程の編成に関する事項
 - 教育委員会で定める事項（予算執行、組織編成、施設・設備及び管理等）
- ② 学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し意見を述べるができる。
- ③ 教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。

- ④ 保護者等の意見・要望の把握、学校運営状況に係わる点検・評価及び保護者等への情報提供などを行う。

以上の規定に基づき、各市区町村では学校運営協議会規則を策定し、所管する学校のうちその指定する学校（指定学校）の運営に関して協議する機関として学校運営協議会を設置している。

現状では、地区によってその名称は「学校運営協議会」の他、「学校理事会」、「学校運営連絡協議会」、「地域学校運営理事会」、「開かれた学校づくり協議会」、「スクールボード」等々である。

活動内容の主なものは

- 学校運営への参画と支援
- 保護者・地域住民による教育活動支援（各種ボランティア）
- 保護者や地域住民との連携強化
- 教育課程、教育予算の審議、学校評価

等々、地区によって様々である。

この制度は、市町村教育委員会が地域の状況に鑑みて学校を指定する制度であること、与えられた権限の重大さから設置状況は全国的には始まった段階である。

2 「学校理事会」について

学校運営協議会の状況は、上述したように地域の教育委員会規則によって様々である。今後の動向によって公立学校の教育に与える影響が大きく、利点だけではなく、課題も多い。

(1) 学校理事会の利点

- ① 従来の文部科学省、教育委員会、学校という上意下達のエデュケーションシステムと異なり『保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家らが参画する「学校理事会」が学校運営をする。』という理念は、中央集権型の教育が地方に権限が委譲され地域や学校に学校運営を委ねることである。

その期待される成果は地域住民や保護者の期待に応える地域に根ざした特色ある学校づくりである。また、地域や保護者との連携は学校を活性化する要因となる。

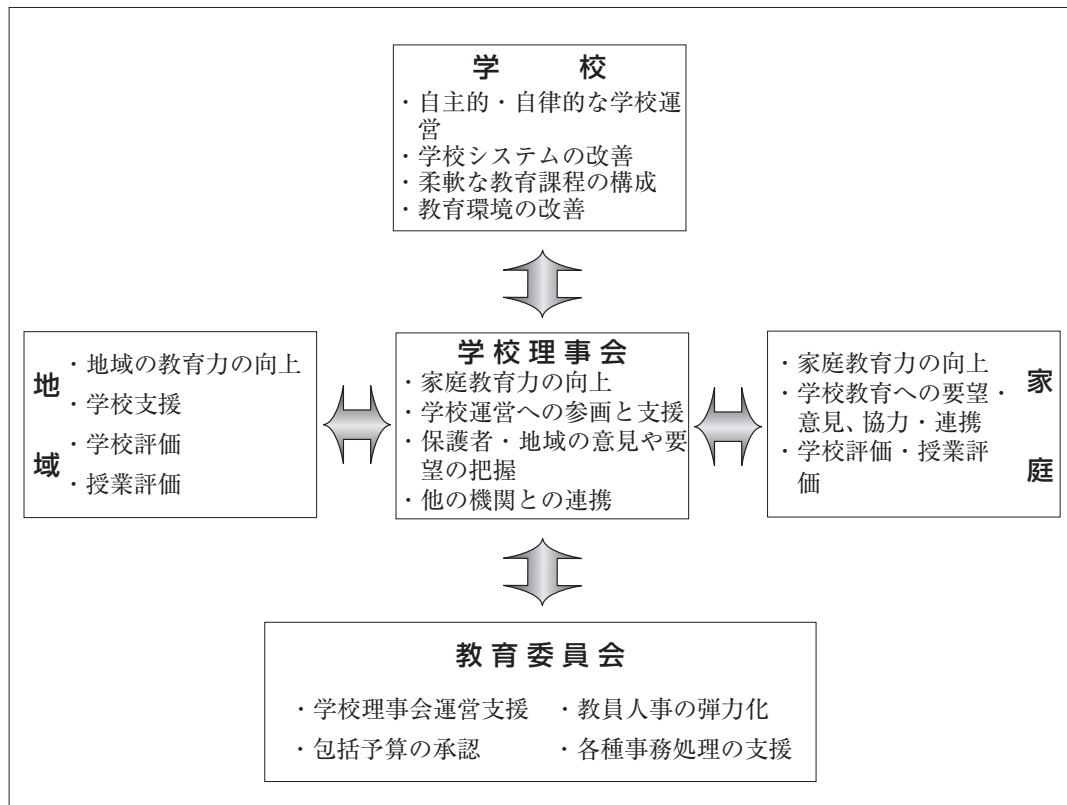
- ② 合議制である学校理事会に与えられる権限、教育課程の編成、教科書選定、教員採用、予算の執行、施設設備の管理等が円滑に執行されれば地域のニーズにあった学校運営が実現される。

この制度が全国的に定着すれば、地域住民や保護者の教育に対する責任や意識の向上を促すことが期待される。

- ③ 地域住民や保護者との連携・協働は学校教育が抱えている課題解決の支援になる。具体的には、地域の伝統・歴史・風土など特色を生かした教育の充実や、いじめ、不登校、非行、学級崩壊、親の虐待などの解消が期待される。
- ④ 学校の裁量の拡大に伴い、各学校は教育活動・運営について評価しその成果の公表・説明や学校関係者（保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全関係者）により評価を実施することが義務づけられている。

この活動では、保護者・地域住民と校長をはじめ教職員と意見交換を通じて学校の現状や課題を共有・認識し、学校運営に積極的に参画している。また、設置者への要望（予算、人事、支援等）を行い学校支援に貢献することができる。

学校理事会の概念図



(2) 課題・問題点

- ① 学校理事会の運営は合議制が原則で、与えられている権限は学校運営に重大な影響を及ぼす。したがって、理事会を構成する委員の意見によって、混乱することは絶対にあってはならない。その選考にあたっては教育についての深い理解や公平・中立性を有していることが求められる。また、教育委員会がどのような基準によって任命するか明確にすべきことである。
- ② 各地域に学校運営について権限が委譲されることにより、教育の水準維持や公平・中立性が確保されるのか、現状から鑑みて不安が拭えない。現状は地域住民や保護者の学校理事会についての理解や協働が十分整っているとは限らない。
- ③ 教育予算の執行、教員採用や給与体系、人事管理等に依る地域の格差が生じている。国による義務教育費の全額国庫負担や地域差のない教員給与が担保されなければ地域格差が公教育を破壊することになる。
- ④ 学校は地域や保護者から信頼される教育活動を目指し、主体的に活動していくことが求められる。校長の経営能力や強力なリーダーシップがなければ、学校の自主性や自律性の確保はできない。

現状では、その職務の重さや精神的な重圧から管理職への志望者が激減している。教育委員会はこのことに十分配慮すべきである。

委員：内田 敦夫 (神奈川県) 梅村 勝 小野満 禎子 清水 廣泰
武田 公夫 橋本 誠司

Ⅷ 事業委員会の活動

事業委員会委員長 木山高美

1 出版事業について〈中間報告〉

(1) 第5回教育図書出版の編集

全連退は、過去、全国会員の皆様の執筆や購読を頂きながら4冊の教育関係図書を編著として出版してきた。現在、5冊目の出版を、平成23年末を目途としてその編集を進めている。この出版事業自体、結果的に全連退の斯界におけるステータスの高揚にも役立っている。

(2) 「教師のための なるほどQ&A—すぐ役立つ54のアイデア—」(仮書名)

私たち会員は、長年にわたり学校教育の現場で組織運営や児童生徒の成長発達に深くかかわってきた。その長い実践の中で、人知れずいろいろな“自分ならではの経験と知恵”を持っている。その経験と知恵を、今、課題に直面し悩みながら学校で尽力されている現職の先生方のために提供し、生かしていただくことを願って、この出版を企画した。全執筆者から期日までに玉稿を寄せていただき、心から深謝したい。

(3) 執筆者は全都道府県の全連退52団体すべてにわたる

出版予定図書は“みんなで創り みんなで広報していく教育図書”を願って企画した。そのために各都道府県退職校長会長に依頼し、全連退会員の中から1名ずつの執筆者の推薦をいただいた。このように本書の執筆者の特徴は全都道府県に及んでいることである。

現職の先生方の悩みや課題「Q」に対して、同じ道を歩み経験豊かな先輩として、その解決策なり対応策を「A」で答えていただく内容となっている。「Q&A」形式となっているが、他の類似図書とは一味違い、さすが何十年にもわたり学校での実践を積んだ教育の先達による、急所を押さえた「A」となっており、幅広く現職の先生方の実践にもすぐ役立つ「座右の書」となるものと信じている。

願わくば、年末、出版のあかつきには、会員の皆様から現職の先生方への激励本として贈呈してくださることを願っている。(出版社は榊東洋館出版社を予定)

2 各県の年度総会における「研修事業」の実態調査

事業委員会では、平成22年度の各都道府県退職校長会総会要項に基づき、総会時に会員等の研修的な事業が併せ行われているかを調べた。調査方法は、全連退事務局に送付された47団体の「総会要項」(一部前年度を活用)から、会員の研修的な事業が総会や総会後に実施されたものに限って取り上げた。「教育の日」共催事業報告や、学校支援・子育て支援事業報告等は、会務報告の一端と判断し、本調査の対象外とした。

集計結果は、事業を実施している団体が22、していない団体が25であった。事業の形態は、講演会等16、文化芸能鑑賞5、会員実践発表4、作品展2、意見交換1(複数実施の団体あり)であり、研修内容は教育問題7、郷土史・民話7、人生観・社会問題6、自然科学3、音楽3、健康3、美術工芸2、資産運用1、組織課題1であった。また研修時間は70分が最高で、60分が多く、50分～30分もあった。講師は会員9、教育委員会7、学者4、企業家3、芸術家3、マスコミ2などであった。

委員：黒須 健児(栃木県) 織井 道雄 西倉 正 鈴木 博子
泉 宜宏

事 務 局

事務局長 徳永裕人

平成22年10月25日、廣瀬 久会長が急逝されました。そのことに伴い、常任理事会で、戸張敦雄常任理事が平成23年度総会まで会長の職務を代行することになりました。

事務局は葬儀への対応や関係者、各関係団体へのお知らせ・連絡等に当たりました。

平成22年度を終えて振り返ると、廣瀬会長が敷かれた年度計画に従って、戸張会長代行の指導のもとに、滞りなく活動が進行しました。全国連合退職校長会設立以来46年の歴史や活動を継承する確かな組織「全連退」の存在を実感した年でした。

本部では、平成23年の年明け以来、部長会、常任理事会、副会長会等で「全連退の使命や将来像」を熱心に討議して、平成23年度の活動計画を作成してまいりました。

平成22年度も関係52団体の皆様のご協力を戴き、事務局の職務を無事に果たせましたことに感謝し、平成23年度もこれから形作られていく「全連退の使命や将来像」に見合う事務局づくりに努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局次長：中原 慎三

事務局員：佐々木多美子

編集後記

新たな教育基本法の下、教育立国を目指し教育施策が展開され始めた。全国連合退職校長会はこの重大なときに当たり、全連退の教育憲章・綱領の精神を再確認し諸事業・研究を行ってきました。

ここに平成22年度「年間活動・研究報告」を編集し、会員各位並びに教育関係諸機関・団体の方々にお届けします。この小冊子が会員相互の研修や親睦、諸活動の推進に少しでも貢献できましたら編集者一同の喜びです。

本年度の重点は、「総務部」において本部組織、使命や役割などを総合的に見直し、今後の活動の活性化や一層の充実を図るために検討したことを報告します。

また、「教育振興部」、「教育課題委員会」では、中央教育審議会において審議している教員の資質向上に関連し、学校の現状や課題を調査し、課題にたいして討議したことをまとめました。

「生涯学習委員会」では、アンケート集計結果から、「生涯学習活動で退職校長ができることは何か」、「自慢できる活動」、「特色ある活動事例」などを報告します。

編集委員（50音順）

入子 祐三	大野 幸男	岡野 仁司	木山 高美	白石 裕一
田中 昭光	徳永 裕人	野口 玲子	前田 徹	村山 忠幸

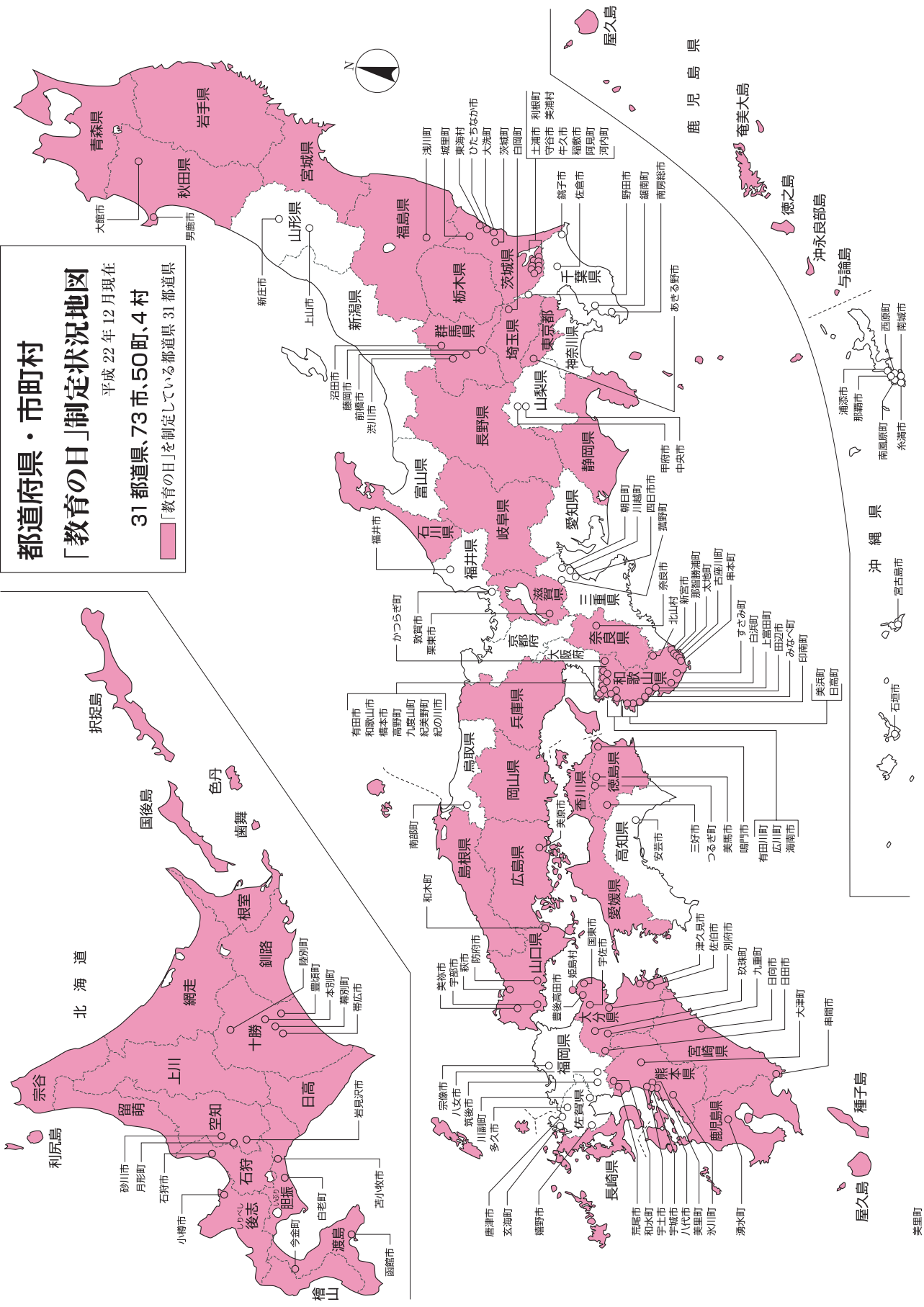
都道府県・市町村

「教育の日」制定状況地図

平成 22 年 12 月現在

31 都道府県、73 市、50 町、4 村

「教育の日」を制定している都道府県 31 都道府県



平成22年度 年間活動・研究報告

発行 平成23年3月31日
発行所 東京都品川区東五反田5-21-13-308
〒141-0022 全国連合退職校長会
電話・FAX 03(3441)8768
<http://www.zenrentai.org/>
代表者 戸張敦雄

印刷 株式会社 信行社
電話 03(3833)3621